明治四十五年[illegible]二十五日第三種郵便物認可
大正十四年四月一日發行（毎月一回一日發行）

婦人新報

第三百二十七號

我らの目標

世界の
平和・純潔・禁酒

四月號

基督教婦人矯風會

夜間授業

特色

▲婦人覺醒の新生面を開くべく時代の要求に依つて生れた女子の夜間學校

▲本邦婦人に一般的に缺除せる法制經濟其他萬般の社會問題を正解するに必要なる精神科學の攻究

▲時事問題について隨時名士の講演あり

學生募集

本科　百名
英語科　百名

目白婦人學院

本科科目　▲女性發達史、法制經濟、社會學、藝術教育學、英語
（一年六ヶ月にて修了）入學資格高等女學校卒業程度

英語科　▲初等部、高等部（各六ヶ月にて修了）入學資格小學卒業程度

授業　▲四月一日より毎日午後六時より九時迄

所在　▲東京市外目白驛上川村女學院内

規則書申込次第送呈す

第三百二十七號目次

FUJIN SHIMPO

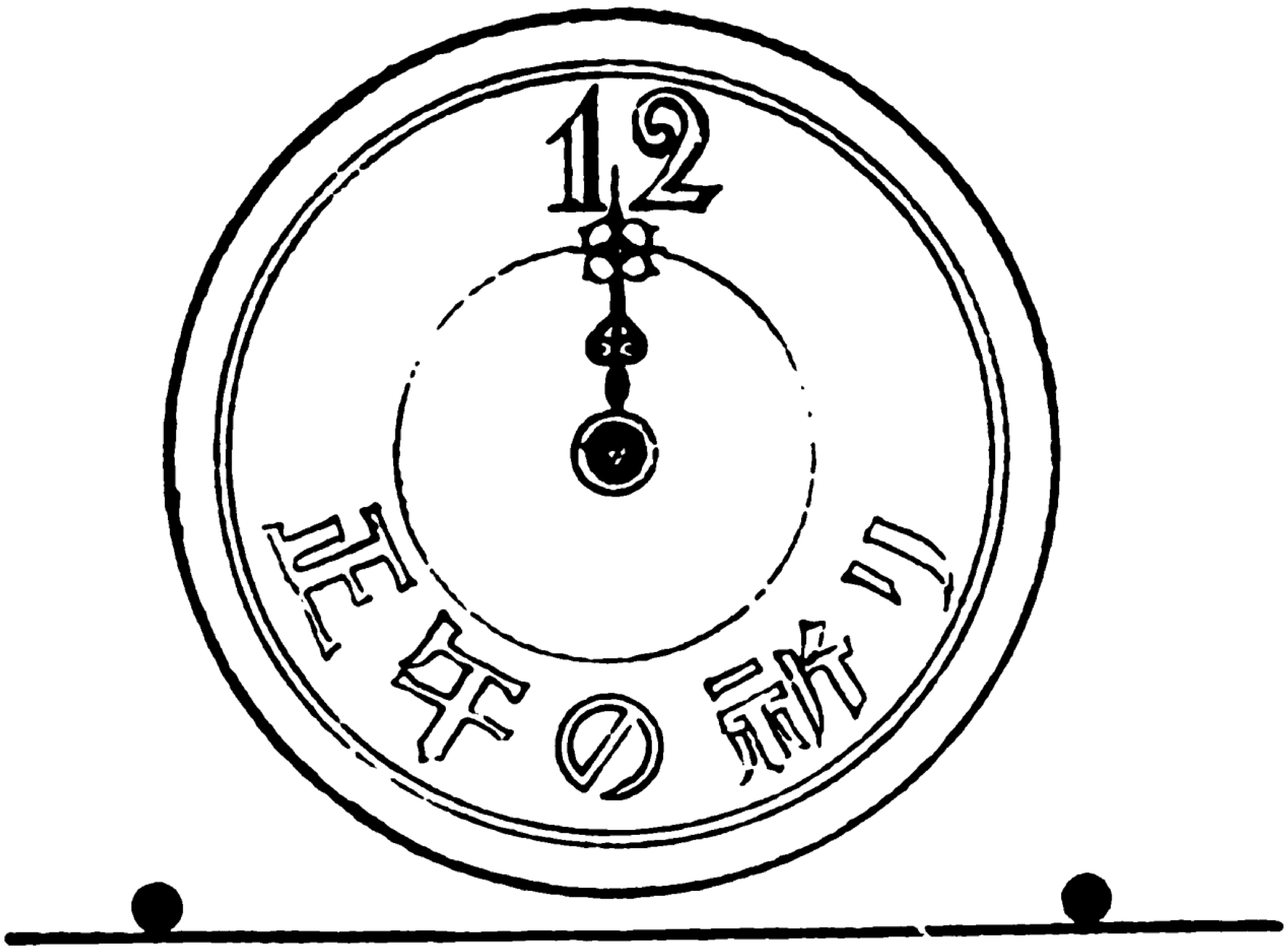
No. 327. **CONTENTS** April 1925.

矢島楫子女史誕生日

四月廿四日は、世界の同志によつて、ジャパニース・デーとして守られます。我國矯風事業の先覺者であり、矯風會の創立者である矢島先生九十二回目のお誕生日を、矯風會同志の人々で守りたいと存じます。既に各支部でも、何かの御計畫のあるところもありませう。この日を期して春季親睦會を開き、講演會を開き、金澤の全國大會の報告會を開く、いづれも結構と存じます。

お知らせ

基督教婦人矯風會本部事務所
大正十四年四月一日より左記へ
假事務所を移轉します。
東京市外大久保百人町三五六



來しかひもなみだの雨のふるさとに
ふたゝびぬらすわが袂かな

あちらこちらと戰場を巡り歩く軍人の、ある時、なつかしい母の死の便りに接して故里に、久方ぶりにかへりみれば、五人の兄弟は逝き、母の姿も今はなく、感慨に滿ちた心で詠じたもの。「手を鋤につけて後ろを顧みる者は神の國に適はざるものなり」の意味と共に味ひたき歌の一つ。

樹 子

十年一昔

久布白落實

一

年を數ふる毎に、守屋女史から笑はれますが、私は年月の內に云ふ可からざる味を感じます。最一度こゝに年を數ふることを免して頂き度い。

大正九年の春！　これは、私に取つて一紀元です。この年の伴一家擧つて、香川縣高松から上京しました。この年に、始めて廓淸會の幹事の職につきました。そして、この年の春の大會で愈々公娼全廢敎育運動を起し、同時に例の五錢袋を始めました。歲月はいつしか流れて今年は滿九年の運動を完了して、來る四月には、已に第十年目の運動に足を踏み入れむとして居ります。

二

五錢袋は四國に於て胚胎せられました。私はこの案を抱いて上京、炎橋の角の、事務所の二階に、矢嶋先生のお室の一つを拜借して、親子四人、妹の親子二人、都合六人で上下に入り込んだ時、こゝで夜な〳〵、子供等の寢靜まるを待つて火鉢をかこんで久布白や若き元氣に充ちた守屋氏などと、頻りに案を凝らしました。

最初の五錢袋の趣意書など大小、三回も四回も書き直した事を憶ひ出します。愈々案が成り、大會の協贊を經て、實行にかゝり始めた時、折も折、飛田の問題が突發し、一年有半の激しき戰と成りました。其時舊友の誼を以つて、會計となり吳れられし川崎正子女史は、今日尙ほ五錢袋の會計として、力を盡されて居ます。

三

手探りの年、盲動の年、希望の年、と一年毎に運動は進み、

大正十二年には、已に集まりし十八萬の小袋を抱いて外遊し、全世界の人々に、我國に於ける廓清運動の實證を示しました。やがて震災の年となり、復活にもがく年となり、早くも十年目と云ふ處まで來ました。

此五錢袋と時を同うして生れ出た雜誌が二つ有ります。一つは後藤靜香氏の「希望」最一つは石川武美氏の「主婦の友」です。「希望」は當時同じく香川縣より上京せられし後藤氏の手に成り、今日已に十萬の讀者を有し、其姉妹誌の「のぞみ」を出して更らに五萬有餘の讀者を有し、月々全國の若き姉妹の友となり師となつて居られます。第二のものは、世人の知る如く卅五萬の讀者ある婦人誌最大のもの丶一つとして同じく女性の友となりことに家庭婦人の指導に當つて居らる丶やうです。同じ十年の歳月です。然し五錢袋は如何にこの歳月を過しましたらうか？

四

五錢袋は使命を以つて生れ出ました。卽ち我が國の輿論を、この問題に對して根柢より教育することとです。「公娼全廢教育運動資金」と云ふと小さなからだに、不似合な長々しい名をもつ小袋を示して先づこの問題を打ち込むことが一つ、次に記名して金を入れ、これに對する同情者たる意志を發表せしむることが一つ、次にこの小額の金員を集めて、小册子を編み、講演會を開き、講師を派遣し印刷物を送り、且つ又直接運動をなして、議會に迫る等今年まで凡ゆる方法を盡しました。

然し我々の働きは鈍く、公娼は依として拔く可らざる有樣を今に示して居ります。私はこゝに特別大運動の必要を認むるに至りました。

五

五錢袋の改名！　これは實は昨年から腹案して居る事です。然しもとより五の字で打ち出したものを今更と思うて控へて居ました。然し今年はもうさし控へる時ではないと思ひます。私は三つの事を大會に向つて願ふと決心しました。

第一、五錢袋を拾錢袋とすること。

第二、各部會で一萬を責任を以つて集むること。

第三、この集めしものは、費用を差引き本部と折半すること。

この三つです少しくこれについて說明して見ませう。

五錢袋の改名は、讀んで字の如く、これを拾錢となすことですこれを始めし時の五錢は、今日の五錢では有りませんでした。今日は小供でも、拾錢に窮する事はないと思ひます。苟にも我國の數百年來の陋習を打破し、處女の純潔を金錢價値の上に墮落せしむる制度を徹廢し、國民道德を一段の高きに打ち立てむとするこの大運動に參加するを思ふ時、一ヶ年に拾錢は左まで異狀な負擔と云ふ事はないと思ひます。金錢價値の變化から又、道德價値の重さから、いづれから見ても、もうこの事を申出て、諸姉の協贊を願ふ可き時機だと考へました。

第二に各部會と云ふ事は、これは、全國百四十六支部七千有餘の會員を有する會として、是非今年試みて見度いと思ひます今日全國の部會數十有九ヶです。これを府縣に別てば高知上州東京部會を除く外は、悉く皆二縣以上の土地を擁して居ます。一縣の人口は平均百萬以上です。其內には、會員も支部も、基督者も少くありませぬ。二縣即ち二百有餘萬人の內に、一萬人有ればよい譯です。若し十の支部があるとすれば各支部で千箇づつ。又若一ヶ年に百袋づつ集むる人がありとすれば、百人あれば足るわけです。或ひは一定の時を定めて高等女學校の生徒なり、或ひは、教會員なり、或ひは工場なりでこれを集めることが出來るなれば更によいと思ひます。結局、二縣下に一萬人の同志を得ると云ふ方針を以つて進むことです。正義の戰ひに義勇兵として立つ人を、各縣下に五千人づつ造ることです。金錢などは枝葉です、要はこの同志を得るに有ります。我國の國是を正義の上に打ち立つる爲めに、一人も多く其立脚地を明かにする人を得るに有ります。已に普通選擧は殆んど通過して、これが法律となる曉には、千四百餘萬人の人が國家の政治に參與することになります。二十萬と云へばこの大衆に對して、何分の一ですか、七十分の一に過ぎませぬ。ことに其大部分は婦人ですから、今日の選擧權者の人々に對しては更に其半分になるかも知れませぬ。然し、それでも各縣下に、はつきり正義の側に立つ人が五千人有ると云ふ事になれば、決して小さい力では有りませぬ。私は各部會長の方が一つ、大に任じてこれを指導して頂き度いと心から願ふ次第です。

六

収入の折半と云ふ事も、昨年來屢々考へた事です。而して今年は、僅かに斷行の必要が有ると云ふ事を認むるに至りました。今年公娼廢止の議會運動を爲すに際し、我等の代表者として立たれた松山常次郎氏は、和歌山縣の選出です。其選擧區に遊廓業者の無い事は、非常な力でした。各府縣に於ける廢娼は最も急を要します。若各府縣に於て、一人の責任ある風俗部の働き人を得、其人の手で、各地に於ける遊廓、藝妓、酌婦等の取調を初めとし、其地の代議士、府縣會議員との交渉がつき、又其地の同志即ち各支部會員、教育婦人會、其他の婦人會、又、有志の人々との脈絡を通づる事が出來れば、非常な力と思ひます。各府縣に於ける堅き根據は帝都の輿論と相待つて終ひに全國の聲とならずしてはやみませぬ。

　若しこの折半の方法がよく行はれて、各地に一人の責任者が現はるゝに到るなれば非常な力と思ひます。既に、昨年度は、上州の公娼廢止三十年記念運動から引きつゞき群馬を中心として、其近縣、長野縣、茨城、埼玉の諸縣にかけ、廓清運動が開始せられ、其爲め、松宮しん子姉に一ケ年間風俗部の幹事として立つて頂きました。同姉の努力により此等の地方の町村の處女會等までも訪問し、且又廓清會、婦人會の聯合運動も、大いに順調に運ぶ事が出來ました。

七

　今度の運動としては、帝都及び各府縣に於て、文書の運動即ち各地の新聞雜誌を人道の士として協力して貰ふ運動、又政府當局即ち、中央を始め各府縣の知事、内務部長、警察部長等にこの問題について了解を得る運動、絶えず印刷物等を供給すること、又中央及び各府縣に於ける明確なる調査の運動、此等が凡べて組織的に、又繼續的に行はれて行かねばなりませぬ。私はこの運動に關して一つの理想を持つて居ます。若し全國の各部會に於て、已に子育もすみ、家庭に多少の餘暇ある御婦人が、自ら起つて、其部會に於ける風俗の幹事となつて呉れられる時が來たならば、先きの各部會一萬の同志集めも決して夢想ではないと思ひます。一部會内に一人のこの幹事役を務むる婦人を持たないと云ふ程貧弱な會ではないと私は信じます。要は即ち其財源でせう。然し已に動きさへ

（以下廿二頁へ）

公娼制度制限に關する提出者其他の演説

二月廿四日第一讀會に於て委員會附托となつた公娼制度に關する法律案は委員會に於て否決となりました。然し、熱誠なる松山代議士は、本會議に於て無記名投票によつて是非とも目的を貫徹したいと、奮闘されたのでありま　たが、三月五日の本會議に於ける熱烈なる論戰の後、無名投票にて第二讀會を開くや否やの採決の結果、開くべしとする者五十三、開く必要なしとする者百五十七の差で、否決されたのであります。茲に官報より轉載して二月廿四日に會議に於ける提案者の演説その他をありのまゝ御讀み頂きませう。

第七　公娼制度制限ニ關スル法律案（松山常次郎君提出）　第一讀會

公娼制度制限ニ關スル法律案

何人ト雖新ニ娼妓ト爲リ又ハ娼妓稼ノ爲ニスル貸座敷營業ヲ爲スコトヲ得ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔松山常次郎君登壇〕

○松山常次郎君　只今上程ニナリマシタル公娼制度制限ニ關スル法律案ニ付テ説明ヲ致シマス、此問題ハ多年、又有ユル階級ノ人カラ論議セラレテ來タモノデアリマス、元來國民道德ノ標準ト云フモノハ嚴正ニ確立セラレナケレバナラヌト思ヒマス、實際生活ニ於テ道德ト云フモノハ必ズシモ嚴格ニ遵守セラレテ居ルモノデハアリマセヌ、併ナガラ其標準ヲ確立スルト云フコトハ極メテ大切デアルト思ヒマス、國民ノ一部ニ如何ナル要求ガアルト致シマシテモ、其同胞ノ一部ノ者ヲ或ル特殊部ノ階級ニ突込ンデ強制的ニ貞操ノ蹂躙ニ甘ンジサセルト云フコトハ許スベカラザルコトデアルト考ヘマス、今日ノ我國ノ此公娼制度ト云フモノハ如何ナル方面カラ考ヘテモ、是ハ非難スベキモノデアルト吾々ハ考ヘルノデアリマスルガ、特ニ之ヲ國家ガ公許致シテ置クト云フ所ニ吾々ガ茲ニ問題トシテ持出ス所ガアルノデアリマス、公娼存置論者ノ常ニ理由ト致シマスル所ハ、此制度ニ依ッテ花柳病ノ蔓延ガ抑止セラレルト云フコトヲ常ニ舉ゲルノデアリマスルガ、是ハ多年ノ研究ノ結果、學問上カラモ、統計上カラモ決シテサウデハナイ、之ニ依ッテ花柳病ノ蔓延ガ抑止セラレザルノミナラズ、却テ之ニ依ッテ助長セラル、モノデアルト云フコトガ明ニナッテ居ルノデアリマス、風紀上ノ問題ト致シマシテ、公娼制度ヲ撤廢スルナラバ私娼ガ增加シテ、跋扈シテ困ルト云フコトガ又常ニ理由トセラル、所デアリマス、併ナガラ群馬縣及和歌山縣ニ於ケル實例ニ依リマシテ、公娼制度ヲ廢止スルコトハ私娼ノ增加ヲ來スモノデハナイ、或ハ又公娼制度ヲ設置スルコトニ依ッテ、却テ私娼ノ增加ガ助長セラル、モノデアルト云フコトガ明ニナッテ居ルノデアリマス、茲ニモウ一ツノ理由ハ警察ノ取締ノ上カラ是ガ洵ニ困ル、私娼ノ方ハ取締リ惡イ、公娼ノ方ガ取締リ易イト云フコトヲ能ク言フノデアリマスルガ、元來警察ナルモノハ正當ナル國民ノ要求、國家ノ體面、國民道德ノ維持ト云フコトヲ標準ト致シマシテ、其職務ニ盡スベキ者デアリマス、警察ノ都合ノ爲ニ國家ノ體面ヲ汚シテモ、國民道德ヲ蹂躪

ニ陥レテモ、サウ云フ制度ヲ設ケナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ本末ヲ顚倒シタモノト考ヘマス、昨年ノ暮十二月二日ノ東京日日新聞ニ或ル記事ガ出タ、ソレニハ「皮肉、廢娼縣ガ日本一ノ花柳病國」斯ウ云フ見出シデ麗々シク其事ガ書イテアツタノデ有マス、此記事ヲ私ノ所ニ多クノ友人ガ送ツテ參リマシタ、或ハ攻撃ノ意味ニ於テ或ハ冷評ノ意味ニ於テ斯ウ云フ記事ガ載ツテ居ルト言ツテ送ツテ來タノデアリマス、私ハ甚ダ驚イタノデアリマスガ、直ニ調査ヲ致シマシタ所ガ是ハ全ク無責任ナル記事デアルト云フコトガ明ニナリマシタ、ソレハ其當時高崎ニ於テ、或ル所デ巡査ガ三人寄ツテ、例年群馬縣ハ全國平均ヨリ花柳病患者數ノ率ガ低イケレドモ、今年ダケハ多イ、是ハドウカ致シタノカト言ツテ話ヲシタ、ソレヲ東京日々ニ關係アル或ル記者ガ聞イテ、高崎電話トシテ東京ニ知ラスト、東京日々ハ珍ラシイ記事デアリマスカラ、麗麗シクソレヲ書イタ、ソレガ世間ノ興味ヲ惹イタモノト見エテ、全國ノ方々ノ新聞ニソレガ記載セラレタノデアリマス　ソレハ十二月二日ノ事デアリマス、所ガ十二月四日ノ上毛新聞ニ、群馬縣警察部長ノ谷ト云フ人ノ話ガ載ツテ居ルノデアリマス、ソレヲ讀ンデ見マスト「日本デ筆頭一番ノ花柳病國ハ本縣ト決定」ト題シテ、縣下ノ花柳病患者ノ如キモ、群馬縣ハ全國平均率ヨリ遙ニ多イ等ノ記事ガ、或ル一二ノ新聞ニ掲載サレテアツタガ、アレハ全然事實ニ相違シ、最近警察署長ヨリ公娼設置ヲ希望スル意見ヲ具申シタルコト等ハ無イノミデナク、毎年ノ壯丁檢査ニ於ケル花柳病患者數モ、大正十二年ヲ除クノ外全國ノ平均以下デアリ、而モ大正十三年壯丁ノ花柳病患者ノ多クハ縣外出寄留者ニシテ、却テ縣內在住ノ壯丁ハ花柳病患者少キコトヲ證明サレタモノデ、本縣ハ寧ロ花柳病ノ安全地帶トモ云フベク、廢娼縣タルコトハ依然本縣ノ誇リタル事ヲ失ハヌト思フ」云々トナツテ居リマス、之レニ依ツテ此東京日々ノ記事ガ無責任ノ記事デアルト云フコトガ明ニナツタノデアリマス、更ニ此警察部長ノ言ニ對シテ、之ヲ立證スル詳細ナル統計モ持ツテ居リマス、併シソレハ委員會デ述ベルコトニシテ此所デハ述ベマセヌ、備テ以上ノコトニ依ツテ私共ハ我國ニ於ケル現在ノ公娼制度ノ撤廢ヲ期スル者デアリマス、併ナガラ是マデアツタ制度ヲ直ニ撤廢スルト云フト、又色々ノ困難ガ生ズルト云フコトヲ考ヘマシテ、此度出シマシタル法案ニ於キマシテハ、新ニ娼妓トナリ、又新ニ貸座敷營業ヲ爲スコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトニ致シテアルノデアリマス、現在我國ノ娼妓ノ數ハ五萬人アリマス、サウシテ年々八千人ヅツノ新シイ娼妓ガ遊廓ニ向ツテ入ツテ來ルノデアリマス　故ニ平均致シマスレバ一日ニ二十二人ノ娼妓ガ新ニ遊廓ニ入ツテ來ルノデアル、故ニ私ハ此制度ガ惡イトシテ之ヲ廢メル以上、之ニ制限ヲ加ヘル以上ハ一日モ早ク之ヲ實現致シタイ、斯ウ云フ考デ附則ト致シマシテ、本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、斯ウ云フコトニ致シテ居ルノデアリマス、(「性欲ノ調節ヲシタラドウダ」ト呼ブ者アリ)サウ云フコトハ委員會デ申上ゲマス、兎モ角私共ハ以上ノ理由ニ依リマシテ此法律案ヲ提出シタ次第デアリマス　願クハ國民道德ノ標準ヲ確立スル爲ニ、斯ノ如キ問題ハ本院一人ノ反對者ナク之ヲ通過致シタイト考ヘマス、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君)　本案ニ對シテ質疑竝ニ反對ノ通告ガアリマス、通告ノ順序ニ依ツテ許可シマス、先ズ質疑ヨリ之ヲ許可致シマス――吉良元夫君

(吉良元夫君登壇)

○吉良元夫君　私ハ只今日程ニ上リマシタル此公娼制度ニ關スル法律案ヘ、提出者タル松

山嵜矢郎君ノ人格ヲ尊重スルト同時ニ極メテ是ハ眞面目ニ考フベキ問題デアリマスルカラシテ、私ハ實ハ質問ヲ致スコトヲ衷心ヨリ宜イトハ思ヒマセヌノデアリマスルガ、併シ是ハ此公娼制度ニ關スル法律案理由書ニ明ニ簡明ニ御書キニナツテ居リマス、即チ「我國ニ現存スル公娼制度ハ事實上ノ奴隷制度ニシテ人道上風紀上、衛生上有害無益ナル悪制度ナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」簡明ニ御書キニナツテ居リマスガ、如何ニモ私モ見ヲ同ジウスル者デアリマス、願クハ文明國ニハ斯樣ナ醜業ハ一日モ無カランヤウニ希望シ度ノデアリマス、併ナガラ是ハ人間ガ神デモナク佛デモナイカラシテ、致方ガナイノデアル何レ松山君ハ歐米先進國ニ於テハ公娼制度ガ無イ、我ガ帝國ハ東洋ノ君子國ト言フケレドモガ、古來娼妓ト云フヤウナモノガ社會ノ表面ニ現存シテ居ルノハ、甚ダ文明國ニ對シテ恥辱デアルト云フヤウナ意味モ含マレテ居ルト思フノデアリマスガ、吾々ハ之ヲ實際的ノ方面カラ考ヘテ見マスルト云フト、我國ニ公娼制度ガアルト云フコトハ、如何ニモ歐米ニ對シテ氣ノ毒ニ感ズルケレドモガ、何ゾ知ラン、歐米先進國ト言ツテ誇ツテ居リマスケレドモガ、其社會ノ「ダーク、サイド」暗黒面ノ方面ニ於テハ、我ガ帝國ヨリ非常ニ悪イノヽコトガアツテ、殆ド畜生道ニ墮落シテ居ルノデアル、彼ハ口コソ基督教國ト言ツテ居ルケレドモ、何ゾ知ラン、彼等ハ殆ド畜生同然ノ所業ヲ爲シテ居ル國デアル、彼ノ國ニハ……

「此時發言スル者アリ」

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅ニ願ヒマス

○吉良元夫君（續）　彼ノ國ニハ貞操問題ナドト云フモノハ絶對ニ無イ、彼等ノ良心ノ中ニハ今日無イ、刹那主義、享樂主義ノ氣分ニ滿サレテ居ツテ、殆ド禽獸界ニ墮落シテ居ルノデアル、我國ニハ此公娼制度ト云フモノガアリマスケレドモガ、是ハ已ムヲ得ズ情欲ヲ自制シ得ナイ人ガ已ムヲ得ズ此魔道ニ入ツテ居ルノデアツテ、何ゾ知ラン一般カラ申セバ、歐米ヨリ餘程風俗ノ上ニ善良ナル今日ハ嚴肅ナル國ノ體裁ヲ爲シテ居ルノデアル、私ハ深クサウ信ジテ居ル、私ハ能ク此事ハ知ツテ居ルノデアル吾々ハ公娼ナドヲ買ヒニ行クヤウナ者デモナシ、又之ヲ存置シナケレバナラヌト云フコトヲ此所デ大聲ニ唱ヘルヤウナコトハシタクナイケレドモ、是ハ已ムヲ得ナイ事情ガアルノデアル、松山君ノ此御精神ニハ洵ニ同感デハアリマスルガ、現在ニ於テ、只今衆議院デ決シテ法律トシテ是ガ我國ニ若シ行ハレタ暁ニハ、歐米各國ノ如キ裏面ニ於ケル極メテ宜シクナイ所ノ事ガ直ニ實現スルノデアル（拍手）私ハ表面上穢クトモ、裏面ニ於テ立派ナルコトヲ欲望スル者デアリマスル、私ハ決シテ戯レニ斯ウ云フコトヲ申上ゲルノデハナイノデアル、是ニ於テ簡單ニ伺ヒマスルガ「何人ト雖モ新ニ娼妓ト爲リ又ハ娼妓稼ノ爲ニスル貸座敷營業ヲ爲スコトヲ得ス」洵ニ結構デアル——表面上結構デアル、實ニ君子國人ノ如ク見エマスルガ、此法律ヲ我國ニ行ヘバ果シテ松山君ガ期待セラル、ガ如キ立派ナル事ニナツテ、其裏面ニハ少シモ私娼ト云フモノガ跋扈セズ、又弊害ノ無イト云フコトヲ能ク心ヨリ御信用ニナルノデアリマスカ、裏面ノ部分ハ姑ク問フ所ニ非ズ、唯々歐羅巴先進國デハ斯樣ナルモノハ無イノデアルカラシテ、我ガ帝國モ斯樣ニシタイト云フ思召ガアルノデアリマスカ、或ハ彼等基督教徒ガ色々ノ事ヲ言ヒマシテ、我ガ帝國ナドハ佛教國デアルガ、佛教國ノ裏面ガドウトカ斯ウトカ言ウテ、基督教信者ハ頻ニ斯ウ云フヤウナコトヲ申シテ居ルガ、吾々ノ眼ヲ以テ見ルト、今日ノ基督教國ハ實ニ禽獸ノ國デアル、我國ハ幸ニシテ禽獸道ニマダ陷チヌケレドモ、近來追々陷チテ來リツツアルコトヲ私ハ甚ダ憂ム

ノデアル、裏面ニ色情鬼ガアッテ畜生道ニ落チル者ガアッテモ、ソレハ僅カナ部分デアル、是ハ先ヅ大目ニ見テ、斯様ナ事ヲ、實際ノ上ニ於テ效果ガナイナラバ卽時ヤルト云フコトハ却テ私ハ好マヌデハナカラウカト思フノデアリマス、簡明ニ御答辯ヲ願ヒタイ

○副議長(小泉又次郎君) 松山常次郎君

〔松山常次郎君登壇〕

○松山常次郎君 吉良君ノ只今ノ御意見ハ極メテ主觀的デアッテ、相當ナル客觀的ノ根據ヲ持ッテ論ジテ居ラレマセヌカラ極メテ眞面ナル吉良君ト致シマシテハ其レハ本當ニサウ感ジテ居ラレルノデアリマセウケレドモ、私ノ考ヘル所デハ少シ御研究ガ足ラヌヤウニ思ヒマス、若シ數字上ノコトニ付キマシテ御研究ニナル御考デアリマスナラバ、此所デ時間ヲ取ッテハ濟ミマセヌカラドウゾ委員會ニ御出下スッテ十分御研究ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、唯々特ニ、然ラバ先程申上ゲタコトニ付テ少シク註釋ヲ加ヘマス、公娼制度ヲ撤廢シテモ私娼ハ殖エナイト私ヲシテ信セシムル理由ハ、私ハ和歌山縣デアリマスガ和歌山縣ノ新宮ニ於テ十數年前ニ公娼制度ヲ新ニ作ッタノデアリマス、其以前――公娼制度ヲ置ク前ニ私娼ガ約四十人アッタ、サウシテ其當時ニ於テ――公娼制度ヲ置イタ後ニ娼妓ガ百名ニ達シテ、而モ私娼ガ又百名以上ニ上ッテ居ルノデアリマス、之ニ依ッテ公娼制度ヲ設置シタカラ私娼ガ少クナルモノデヤナイ、却テ公娼制度ヲ置クト、私娼ノ增加ヲ助長スルモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、公娼アルガ故ニ私娼ガ出來ナイモノナレバ、吉原ノアル淺草區ニハ私娼ハ無イ筈デアル、所ガ吉原ノ裏ニハ千束町ト云フ日本一ノ私娼窟ガ出來テ居ル、群馬縣ニ於キマシテ伊香保ニ公娼制度ガアッタ時分ニ、尚ホ私娼ガアッタ、伊香保デ公娼制度ヲ撤廢シテモ、私娼數ガガ殖エナカッタト云フ事實ガアル、是等ノ事ニ依リマシテ、私ハ公娼制度ヲ撤廢シタカラト云フテ私娼ガ殖エルモノデハナイト信ジテ居リマス、併シ假令是ガ增加シタト致シマシテモ、假令公娼制度ヲ撤廢スルコトニ因ッテ私娼ノ數ガ增加シタト致シマシテモ、國民道德ノ標準ヲ確立スル爲ニ此事ヲ國家ガ公許スルト云フコトガイケナイ、卽チ石川五右衛門ガ言ッタ通リ泥棒ハ絕エナイ、併シ絕エナイカト云ッテ此盜ヲスルノハイケナイト云フ道德ノ標準ヲ變ヘルコトハイケナイ、泥棒ハ矢張イケナイ、イケナイ事ハイケナイ、此道德ノ標準ダケハ確立シナケレバナラヌト云フ私ノ意見デアリマス、尙ホ詳細ノ事ニ付テハ御研究ノコトデアリマスレバ、委員會ニ於テ論議致シタイト思ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 牧山耕藏君

○牧山耕藏君 此席ヨリ發言ノ御許シヲ得タイト思ヒマス

〔「登壇々々」其他發言スル者多シ〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス―暫ク靜肅ニ願ヒマス――牧山君ニハ自席デ發言ヲ許可致シマシタ

○牧山耕藏君 只今松山君ヨリ本案ニ對スル提出ノ理由ヲ伺ヒマシテ、大體了承ヲ致シマシタガ、本案ハ影響スル所極メテ重大デアルト思ヒマスカラ、此際本案ニ對スル政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

〔「無用々々」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 片岡政府委員

〔政府委員片岡直温君登壇〕

○政府委員(片岡直温君) 牧山君ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、此娼妓廢止ノ御意見ハ、今發案者ノ御意見ハ私ハ承ラナカッタノデアリマスルガ、兎ニ角之ヲ廢止ショウト云フ御意見ト思ヒマス(廢止デヤナイト呼ブ者アリ)廢止デナカッタラ制限ヲスルト云フノデアリマセウ、日本ニ於ケル今日ノ娼妓其者ハ道義

上カラ申シマシテハ此ガ宜シキモノデナイト私ハ思フ、斯様ナモノヲ今設ケルト云フコトデアリマシタナラバ、設ケナイ方ガ宜イト申サヾルヲ得ヌノデアリマス、併ナガラ是ハ六分長イ間ノ習慣モアリマスルシ、殊ニ今日ノ我國ニ於ル衛生狀態カラ考ヘマシテモ、之ヲ今大ニ制限ヲ加ヘ廢止スル迄ニ至ルト云フ事ガ、果シテ適當デアルカドウカ、餘程是ハ考慮スベキモノデアラウト思ヒマス、成程國際聯盟等ニ於キマシテモ、人道問題トシテ本問題ニ對シテハ意見ガアルノデアリマスカラ、是ハサウ長ク持續スベキモノトモ思ヒマセヌガ、之ヲ廢スルニハ相當衛生上ノ施設モ考ヘナクチヤナリマスマイシ、其他道義上——人心ノ道義上ノ進歩モ亦考ヘナケレバナラヌノデアリマス、ソレガ故ニ今俄ニ之ヲ廢止スルトカ、大ニ制限ヲ加ヘルト云フコトニ於テハ、政府トシテハ直ニ同意ヲ表シ兼ネルノデアリマス（拍手）現ニ佛蘭西ノ如キ國ニ於キマシテモ、此公娼ハアルノデアリマス、諸君ガ行ツテ御覽ナサツタノデアリマセウガ、ソレハアルノデアリマス、又獨逸ニ於キマシテモアルノデアリマス、其實ニハ立派ニ言ヘマスルガ、實際上カラ考慮シテ餘程ノ研究ヲ要スル問題デアラウト存ジマス、他ハ委員會ニ於テ又御意見ヲ承ツテ御答スルコトニ致シマス（拍手）

○副議長（小泉又次郎君） 中野寅吉君

○中野寅吉君 私ハ發言ノ通告ヲシテ置キマシタガ、委員會ニ致シマセウ（「ヤレ〳〵」「登壇」「登壇」ト呼ブ者アリ）

○副議長（小泉又次郎君） 中野君ハ發言ヲ御取消ニナリマシタ——三善清之君

〔三善清之君登壇〕

○三善清之君 本案提出者ノ提出ノ趣旨ハ將來我國ニ於ケル公娼ヲ廢シ、而シテ貸座敷營業ノ如キモノモ廢スル、斯ウ云フ希望ノ下ニ提案ナサレタモノデアリマシテ、本案ニ付キマシテハ吾々同僚ノ中ニ於キマシテモ多大ノ反對ノ意見ヲ有シテ居ル者モアリマス、提案者ノ趣旨ハ、公娼ハ風紀上人道上ニ於テ許スベカラザルモノデアル、併ナガラ私娼ハ之ヲ許シテモ宜シイ、斯樣ナ案ニ歸着スルノデアリマス、而シテ本案提出者ノ同志者ニ依リマシテ、過日來斯樣ナ「廓清」ト稱スル雜誌ヲ諸君ニ御配付ニナツテ居ル、御覽ニナリマシタダラウト考ヘマスガ、此宣傳配付ノ趣意ヲ見マスルト、我國ノ公娼ハ人格モ否定サレテ居ルモノデアル、而シテ自由ヲ束縛サレテ居ルモノデアル、斯樣ナ者ガ我ガ國内ニ於テ何千何萬ト云フ多數居ルノデアル、然ルニ政府或ハ政治家ガ仁義道德ヲ說キマシテモ、斯樣ナ者ヲ許シテアリマシテハソレハ全ク僞善デアル、人格ヲ無視シ自由ヲ剝奪シ、斯樣ナ同胞ガ何千何萬國内ニ居ルト云フコトハ、如何ニモ我國ノ政治、道德、法律、總テノ破産デアル、斯樣ニ申ス趣旨デアリマス、此趣意ガ抑々誤ツテ居ルノデアリマス、此文句、此趣意ハ我ガ帝國政府竝ニ吾々ノ此立法府ヲ讒侮罵言致スモノデアルト斯樣ニ私斷言シテ憚ラナイノデアリマス（拍手）我國ノ此公娼制度ハ決シテ人身賣買ニアラズ、自由ノ拘束ニアラズ、人格否定ニアラズデアリマス、ソレハ大正元年ノ内務省令ニ於テ明ニ規定サレテ居リマス、元來公娼ナルモノハ其本人自ラ警察官署ニ出テ、具體的九箇條ヲ提供シテ許可ヲ得テ、而モソレニ最近親屬ノ保證ヲ得マシテ、而シテ官廳ガ始メテ許ス、而テ許シタ翌日デモ本人ガ嫌デ罷メルト云フナラバ、直ニ官廳ハ之ヲ許ス、若シ此ノ廢業ニ對シ妨害ヲ致ス者ガアリマシタナラバ、其ハ刑法ヲ以テ處分サレルノデアリマス、左樣ナ條項ガ澤山ニ規定ノ上ニ備ツテ居リマシテ、決シテ自由ヲ束縛致シタモノデハアリマセン、又彼ノ人身賣買ト申シマスルコト、或ハ人身ヲ誘拐スルガ如キハ、刑法ノ上ニ於キマシテ規定ガアリマスノ

テ、決シテ左樣ナモノデハアリマセヌ、其一ハ發案者ノ誤解デアラウト考ヘマス、而シテ歐米ニ於ケル私娼ノ狀況ハ、最近ニ至ッテ甚シキ弊害ガアル、其大都市ニ於キマシテハ夜間ニ於テハ良家ノ子女ガ外出スルコトハ出來ナイ、而シテ官憲ガ之ヲ取締ルニ於テ非常ニ困難ヲ感ジテ居ルト云フ狀況デアリマス、而シテ我國ノ公娼制度ハ三百年ノ以前カラアル制度デアリマス、而シテ是ガ爲ニ我國ノ政治道德風紀ヲ多大ニ防害サレ、破壞サレタト云フ實例ハ未ダ決シテ存ジマセヌ、而シテ明治初年ニ於キマシテハ歐米ノ私娼制度ニ倣ッテ一旦ハ之ヲ廢止ジマシタ、明治五年ニ一旦廢止シマシタ、然ルニ私娼ノ跋扈甚シキニ鑑ミテ、政府ハ更ニ明治八年ニ於テ再ビ之ヲ公認ノ已ムヲ得ザルニ至ッタノデアリマス、左樣ナ次第デアリマシテ、公娼制度ハ法規ノ上ニ於テ取締ガアリマス、而シテ私娼ニ於テハ取締ガ無イノデアリマスカラ、其病毒ノ如キモ從ッテ多大デアルト云フコトハ事實デアリマシテ、嘗テ此雜誌ノ中ニモアリマスルガ警視廳ガ嘗テ淺草公園ノ私娼ノ身體檢査致シマシタノト同時ニ、吉原ノ公娼ヲ檢査致シマシタ例ガアリマス、ソレヲ見マスト、私娼ノ方ハ七十五%ノ病毒デアリマス、公娼ノ方ハ僅ニ九%デアリマス、是ハ松山君ナドノ同志諸君カラ言ヒマスト、病毒ノ檢査ハ顯微鏡ニ依ラナケレバナラヌ、肉眼ヲ以テ見テハ分ラヌト言ヒマスガ、此多數ノ斯樣ナ者ニ對シテハ顯微鏡デ檢徴スルガ如キハ空論デアリマス、時々ハ官憲ノ此調査ヲ信ズルノデアリマス、而シテ群馬縣ニ於ケル公娼ノ例ガアリマスガ、是ハ大正十二年ニ全國ノ四十八府縣ノ壯丁ニ就テ花柳病ヲ調ベマシタ比較デアリマス、群馬縣ハ千人ニ付テ十九人、其病毒ノ順番ガアル、全國デノ十二番ニ當ルト云フノデアル、之ヲ以テ郎チ群馬縣ノ私娼ノ害毒ハ明ニ分ッテ居リマス、之ヲ要スルニ御承知ノ如ク壯丁ノ兵役ノ如キハ約二十歲デアリマスガ、其日曜日ニ至ッテ多クハ遊廓ニ遊ブ、此遊廓ニ遊ブ壯丁ハ――明治初年以來徴兵制度デアリマスガ、兵役ヲ終ッテ郷里ニ歸ル者ハ寧ロ體格ガ强壯ニシテ病毒ノ爲ニ――兵役ニ參ッテ病毒ニ困ルト云フ者ハ未ダ曾テ聞カナイノデアル、寧ロ健全ナル身體ヲ持ッテ歸ッテ居リマス、其病毒ノ蔓延等ハ見マセヌノデアリマス、若シソレ風俗ノ紊亂、人倫ノ跳梁ヲ叫ブナラバ、彼ノ紳士淑女ガ、他人ノ男女ト相擁シテ深夜燈影ノ下ニ相舞踏シテ居ルガ如キハ、所謂人倫ノ蹂躙道德ノ廢頽デアル、宗教家ノ松山君ノ如キハ斯ノ如キ事ニ御氣ガ付カレヌカ――尙ホ詳細ハ委員會ニ於テ申上ゲマス、ドウカ本案ノ如キハ直ニ葬ラレンコトヲ希望致シマス（拍手）

○作間耕逸君　本案ハ議長指名、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

（「贊成」ト呼フ者アリ）

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ハナイト認メマス、仍テ作間君ノ動議ノ如ク決シマス

議會婦人デーの提出者諸氏の演説

大正十四年三月十日は婦人デーとして特に議會の一日を彩つた。左に官報から轉載して讀者諸氏の御參考に供へる。四件ともに議長指名九名の委員に附托されたものであつて、その結果は五月號で御知らせすることが出來ると思ふ。尚は當日の質問や辯明や詳しい事をお知りになりたい方は三月十一日の官報號外をお讀み下さい。

＊　＊　＊　＊

第十　治安警察法中改正法律案

（山口政二君外二名提出）第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第五號ヲ削リ第六號ノ第五號ニ第七號ヲ第六號ニ改ム

（山口政二君登壇）

○山口政二君　只今議題トナッテ居リマスル治安警察法中改正法律案ニ付キマシテ、是ガ提案ノ趣旨ヲ辯明致シマス提案ノ要旨ハ極メテ簡單デアリマス、治安警察法第五條第一項、即チ政治上ノ結社ニ加入スルコトノ出來ナイ者ノ中カラ女子ヲ除キマシテ、女子ニ對シ政治結社加入ノ自由ヲ得セシメタイト云フノデアリマス、抑モ治安警察法中特ニ女子ニ關スル規定ノ改正法律案ハ、屢々本院ニ提出セラレタノデアリマス、即チ同法第五條第二項中、女子ノ部分ヲ削リマシテ、女子ニ對シテ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ、若ハ其發起人タルコトヲ得セシメタイト云フ趣旨ノ改正案ハ、遠ク第二十三議會ニ提案セラレ、而モ本院ヲ通過致シテ居ルノデアリマス、其後同趣旨ノ改正案ハ、第四十五議會ニ於キマシテ遂ニ兩院ヲ通過シタノデアリマス、試ニ第四十四議會ノ同案特別委員長ノ報告ノ一節ヲ朗讀シテ見マスルト云フト、「治安警察法第五條第二項ノ一部ヲ削除シテ、女子ヲシテ政談集會ニ會同シ若クハ其發起人タルコトヲ得セシムルハ、要スルニ今日女子ノ教育ガ大ニ進歩發達ヲ致シマシテ、男子ト敢テ大ナル差異ガナイヤウニ至ッタノデアル、隨テ又女子ニ對シテモ政治上ノ諒解ヲ得セシメルト云フコトハ立憲治下ノ國民トシテ必要デアル、斯樣ナ趣旨カラシテ此「女子及」ト示フ文字ヲ削ッテ、女子ニ對シテ開放ヲシヨウト云フ趣旨デアルノデアアリマス、即チ此解禁ト申シマスノハ、女子ニ對シマスル政治的ノ一進歩ナリト云フコトハ明ニ申スコトガ出來ルノデゴザイマシテ、隨テ是ガ女子ニ對シテ參政權ヲ認メマスル所ノ出發點ト相成ルモノデアリマス」ト斯ウ言ウテ居ルノデアリマス、而シテ本案ト同一内容ヲ有スル議案ノ本院ニ初メテ出マシタノハ第四十二議會ト心得テ居リマス、爾來舊國民黨ノ諸君ハ、殆ド毎議會ニ同一内容ノ議案ヲ本院ニ提出シテ居ルノデアリマスルガ、不幸ニシテ未ダ一回モ通過致サナカッタノデアリマス、其理由トスル所ハ只今引用シマシタ、第四十四議會ノ委員長ノ報告ニ依ッテ見マスルト、大略斯ウ云フコトニナッテ居リマス、即チ「成程女子ノ教育ハ今日大ニ進歩發達ヲシテ居ルニハ相違ナイ、併ナガラ未ダ男子ト同一ノ取扱ヲ受クルマデニ進歩シテ居ルト認メルートガ出來ナイ、加之女子ニ對シテハ女子ノ本分ガソレゾレ有ルノデアル、良妻賢母ト

致シマシテ、家事ヲ料理シテ男子ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムベキ天職ト云フモノガ女子ニハ有ルノデアリマス、徒ニ男子ト轡ヲ駢ベテ、政治上ニ狂奔スルト云フコトハ國家ノ幸福デモナイ、又一家ノ利益ト云フコトモ出來ナイノデアル、隨テ女子ガ今日政治上ノ結社ニ加入スルコトハマダ其時機デナカラウ」ト言ウテ居ルノデアリマス、併ナガラ諸君、本案提案ノ趣旨ハ女子ヲシテ政治上男子ト角逐セシメルトカ、又ハ轡ヲ竝ベテ男子ト狂奔セシムルト云フヤウナモノデアリマセヌ、苟モ政治卽チ國民生活デアル以上、議會ノ豫算案デアルトカ、又法律案デアルトカハ、總テ是レ國民ノ痛ト密接ナル關係ガアルノデアリマスカラ、眞ニ賢母タリ良妻タルガ爲ニハ、徒ニ夫ヲ天ト仰ギ、還ス〳〵モ背クベカラズト云フダケデハ宜シクナイ、宜シク進ンデ男子ト共ニ政治上ノ理解ヲ十分ニ持ツト云フコトデナケレバナラヌト信ジマス（拍手）、尙ホ之ヲ女子本來ノ立場カラ考ヘテ見マシテモ、或ハ女子ノ社會上ノ地位ヲ高メルトカ、法律制度上ノ地位ヲ改善スルトカ、或ハ又女子特有ノ社會問題、別シテ女子ノ勞働問題、職業問題ヲ解決スルトカ、一轉シテ女子敎育問題ヲ攻究スル等、女子自カラ眞劍ニ考ヘナケレバナラヌ幾多ノ問題ガ山積シテ居ルノデアリマス、固ヨリ是等ノ問題ハ國家ノ施設ト男子ノ協力トニ俟ツテ解決スベキコトハ申スマデモナイノデアリマスケレドモ、併ナガラ同時ニ女子自ラノ政治的自覺ニ俟ツベキモノガ甚ダ多シト信ズルノデアリマス、左樣ナ譯デアリマスカラ、女子ニ對シテ政治結社加入ノ自由ヲ認メシムルト云フコトハ、女子ヲシテ遂ニ空理政談ニ耽ラシメルトカ、「或ハ家事ヲ忘レテ政界ニ狂奔セシムルト云フ爲デハナクテ、寧ロ家庭ニ入ツテハ眞ニ賢母タリ良妻タルガ爲ニ、又社會ニ出マシテハ堅實ナ敎養アル婦人タル爲ニ、專ラ政治上ノ理解ヲ得セシメヨウト云フ趣旨デアリマス、今ヤ國民ノ多年望ンデ止マナカツタ普通選擧法ノ實現モ近ク眼ノ前ニ在リマス、又既ニ申上ゲマシタ通リ女子ニ對スル第一ノ門戶ハ、第四十五議會ニ於テ開カレタノデアリマス、此時ニ方リマシテ女子ニ對シ、右樣ノ趣旨ヲ以テマシテ第二ノ門戶ヲ解放スルト云フコトハ、恐ラクハ賢明ナル諸君ノ御贊成ヲ吝マレザル所デアリマセウ、願クハ諸君愼重御審議ヲ賜ハリマシテ、本案ヲシテ是非トモ成立セシメマスヤウ御協贊ヲ仰ゲ 次第デアリマス（拍手）

第二十三　女子高等敎育ノ振興ニ關スル建議案

（内ケ崎作三郎君提出）

女子高等敎育ノ振興ニ關スル建議案

女子高等敎育ノ振興ニ關スル建議

政府ハ時勢ノ進運ト女子向學心ノ顯著ナル實情トニ鑑ミ速ニ帝國大學其ノ他官公私立諸大學及各種專門學校ニ女子ノ入學ヲ一層容易ナラシムルト共ニ女子高等學校竝各種專門學校ヲ新設スル等女子高等敎育ノ振興ヲ圖ラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔内ケ崎作三郎君登壇〕

○内ケ崎作三郎君　今日ハ私ノ提案致シマシタル案ヲ、他ノ婦人問題ト共ニ上程セラレルヤウニ各派御交渉ノ上ニ於テ御決定ニナリマシタルコトヲ、私提案者ノ一人トシテ厚ク感謝スルト共ニ、三千萬人ノ日本婦人ヲ代表シテ併セテ御禮ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス（拍手）提案ノ理由ハ頗ル簡單デアリマシテ、今日日本ノ敎育ガ進步シタ

ニ拘ラズ、女子ノ高等教育ノ機關ガ頗ル不完全デアルカラシテ、帝國大學、官、公私立諸大學、各種專門學校ニ女子ノ入學ヲ一層容易ナラシムルヤウニ計ラヒ、同時ニ女子ノ高等學校及各種ノ專門學校ヲ新設シテ貰ヒタイト云フコトヲ政府ニ建議ヲ致スノデアリマス、餘リ永イ説明ハ要ラナイト思フノデアリマスケレドモ、私ノ記憶スル所ニ於テハ、此種ノ建議案ハ初メテ衆議院ノ問題トナツタト思フノデアリマスカラシテ、幾分カ之ヲ詳シク説明スル所ノ餘裕ヲ與ヘラレンコトヲ希望スルノデアリマス、婦人ノ高等教育ノ問題ハ、歐米諸國ノ多クノ國々ニ於キマシテハ、既ニ解決セラレタル問題デアリマスガ我國ニ於テハ未ダ解決セラレズシテ漸ク其曙光ヲ認メタルニ過ギナイモノデアリマスルガ故ニ、幾分カ此問題ニ付テハ歴史的考察ヲ述ブルコトハ無意味デナイノデアリマス、日本ノ舊キ昔ニ於テハ男尊女卑トカ、女尊男卑ト云フコトハゴザイマセヌデ、男尊、女尊、兩尊主義デアリマシテ、即チ伊弉諾尊、伊弉册尊、之ヲ證明スルモノデアリマス（「ヒヤ／＼」笑聲）、奈良朝、平安朝ノ時代ニナリマシテ藤原氏ガ全盛ヲ極メテ、其子女ヲ宮中ニ上ゲマシテ或ハ中宮、或ハ其他ノ女官ニサレマシタルガ爲ニ、常ニ其子女ノ周圍ニ多クノ婦人ノ學者ヲ附ケテ置クト云フコトガ權力ヲ維持スル上ニハ必要デアリマスガ故ニ、女子ノ教育ガ盛ンニナリマシテ、清少納言、紫式部ノ如キ者ガ現ハレタノデアリマス、紫式部ノ源氏物語ハ文章ノ優麗ナルコト、又其著者ノ式部ノ人格ト相竝ンデ日本ノ女子ノ典型トシテ仰ガレテ參ツタノデアリマス、然ルニ平安朝ノ終期ヨリソレニ對スル反動トシテ、又他ノ理由ヨリ、武士道ガ起リ、武士ノ家庭ニ於テハ貞女道ナルモノガ奬勵セラレマシテ、式部ヲ理想トシタル所ノ優麗、典雅ノ趣ト貞女道ヲ理想トシタル所ノ婦人道ガ相竝ンデ發達シテ德川時代ニ至ツタノデアリマス、德川時代ニ於テハ御承知ノ如ク、貝原益軒ノ女大學ノ如キモノガ、日本ノ婦人ノ典型的著書トナツテ愛讀セラレタノデアリマス、而シテ斯カル狹義ノマダ保守的ノ教育デアツタニモ拘ラズ、德川時代ニ於テハ幾多ノ才媛ガ現ハレタノデアリマシテ、例ヘバ貝原益軒ノ妻ノ東軒女史ノ加キ、或ハ野中兼山ノ娘婉子ノ如キ、其他幾多ノ才媛ガ現ハレタ、之ヲ見テモ日本女性ノ本質ハ洵ニ優良ナルモノガアリマシテ、之ヲ導クニ法ヲ以テスレバ確ニ世界ニ於テ最モ優レタル者ニナリ得ル可能性ガアルト思フノデアリマス（拍手）一體婦人ノ問題ガ大切デアルト云フコトハ、第一婦人ハ生命ノ源泉デアリマシテ、如何ナル男子ト雖モ女ヨリ生レナイ者ハナイノデアリマス（笑聲）第二ニ、婦人ハ子女ノ教育家デアリマシテ、如何ナル子女ト雖モ女性ノ教育ヲ受ケズシテ成育シタル者ハナイノデアリマス、第三ハ、經濟的ニ申セバ婦人ハ消費者デアリマス、男子ハ生産者デアリマスガ、男子ガ生産シタ所ノ物ヲ消費スルノハ婦人デアリマスガ故ニ、生産ト消費ノ兩方面ガ國民生活ニ重大ナル關係ヲ有スルガ故ニ、婦人ノ問題ノ重大ナルコトモ亦此點ニ在リト思フノデアリマス、ソコデ斯カル重大問題ガ、我國ニ於キマシテモ明治初年以來色々取扱ハレマシテ、社會ノ注目ヲ惹クヤウニナリマシタルコトハ大ニ喜ブベキモノデゴザイマス、然ルニ歐洲大戰爭ハ言フマデモナク歐羅巴及ビ亞米利加ノ婦人ニ大ナル自覺ヲ及ボシタノデゴザイマス、繰返ス必要モゴザイマセンケレドモ、佛蘭西革命ガ個人ノ自由ト云フコトニ大ナル刺激ヲ與ヘマシタノデゴザイマスルガ、今度ノ大戰爭ハ、社會ノ自由ニ大ナル刺激ヲ與ヘタノデゴザイマシテ、其結果トシテ英國ニ於ケル所ノ産業上ニ於ケル民主主義、或ハ露西亞ニ於ケル所ノ革命、或ハ中歐諸國、或ハ愛

國ニ於ケル所ノ民族自決主義トナッテ表ハレ、又、國際聯盟ノ運動トナッテ表ハレテ參ッタノデアリマシテ、此社會的自由及ビ進歩ノ一大潮流ニ棹サシマシテ、歐米ノ婦人ハ大ナル自覺ヲ致シマシタノデアリマス、其結果トシテ、千九百十八年ニハ英國ニ於テハ婦人ガ參政權ヲ得、千九百二十年ニハ米國ニ於テ女子ガ初メテ大統領ヲ選擧致シタノデアリマス、此潮流ガ我國ニモ影響ガアリマシテ、ソコデ今日上程ニナリマシタル所ノ諸問題ガ諸君ノ前ニ上程セラレルヤウニナッタノデアリマス、我國ノ女子教育ハ日清戰爭ノ頃ヨリ進歩シテ參ッタノデアリマシテ、其前ニハ二十幾ツノ高等女學校ガアッタノデアリマシタケレドモ、其後次第ニ其數ヲ増シマシテ、今日ハ六百有餘ノ高等女學校ガアルノデアリマシテ、中學ノ數ヨリモ高等女學校ノ數ガ遙ニ多イノデアリマス、現在ノ中學校ノ數ハ四百ニ近イノデアリマスガ、高等女學校ノ數ハ六百ヲ突破シテ居ルノデアリマス、中學生ノ總數ハ大正十一年三月ノ統計ニ依リマスト、二十萬足ラズデアリマス、十九萬四千四百人餘デアリマス、高等女學校ノ生徒數ハ十七萬六千七百餘デアリマス、而シテ卒業生ハ中學ノ卒業生二萬五千人弱ナルニ對シテ、高等女學校ノ卒業生ハ三萬九千人ニ達シテ居ルノデアリマス、然ルニ中學ノ卒業生ニ對シテハ、更ニ進ンデ學問ヲ致スベキ教育機關ガ完備シテ居ルノデゴザイマシテ、今日ハ、高等學校ガ二十五校、高等工業學校ガ十七校、高等商業學校ガ十一校、高等農業學校ガ九校、又外國語學校ガ二校、鑛山專門學校ガ一校、其他數校ノ專門學校ヲ合セマシテ、文部省直轄ノ專門學校ガ七十四校アルノデアリマス、其他ニ私立大學ガ十六、單科大學ガ七校、綜合大學ガ五校アルノデゴザイマス、是等ノ學生總數ハ約十萬人ニ近イモノガアルト思フノデアリマス、然ルニ高等女學校ヲ卒業致シマシタル所ノ女子ニ對シテハ、如何ナル官立學校、若クハ公立學校、私立學校ガ設ケラレテ居ルカト云ヘバ、官立學校ノ方面ニ於キマシテハ、只二ツノ女子高等師範學校ガ設ケラレテアルニ止マッテ居ルノデゴザイマス、綜合大學ノ或ル大學ハ女子ノ入學ヲ許シテ居リマス、特別ナル資格ヲ有シテ居ル女子ノ入學ヲ許シテ居リマス、東北大學、北海道大學、九州大學ノ如キ然リデ有マス、東京帝國大學及京都帝國大學ニ於テハ之ヲ許シテナイノデ、僅ニ數フルニ足ラザル所ノ聽講生ヲ包容シテ居ルニ過ギナイノデアリマス、中學ノ卒業生ニ對シテ十萬人ノ學生ヲ包容スルニ足ル所ノ教育機關ヲ國家ガ經營シテ居ルニ拘ラズ、高等女學校ノ卒業生ニ對シテハ辛ジテ千數百名ヲ包容シテ居ルニ過ギナイ、二個ノ高等女子師範學校ト官立ノ高等女學校附屬ノ高等科、若クハ專攻科ヲ以テスルノミデゴザイマス、公立學校ニ於キマシテハ大阪府ニ府立ノ女子專門學校ガ昨年ヨリ設ケラレ、福岡縣ニ於キマシテハ公立女子專門學校ガ一昨年ヨリ設ケラレテ居ルニ止マッテ居ルノデゴザイマス、其他ノ私立專門學校ガ十數校アルノデゴザイマスガ、是等ノ諸學校ニ學ンデ居ル所ノ女子學生ノ總數ハ五千人ニハ上ッテ居ラナイダラウト思フノデアリマス、即チ一方ニハ十萬人ノ青年學生ガ學ビ居ル諸學校ガ存在シテ居ルニ拘ラズ、一方ニ於テハ婦人ハ僅ニ其二十分ノ一ニ當ル所ノ五千人足ラズノ學生シカ學ブコトガ出來ナイト云フコトハ、餘リニ是ハ片手落ノ沙汰ト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス、然ラバ此問題ヲ如何ニシテ解決スベキカト申セバ、先ヅ大學令及高等學校令ヲ研究シテ見ナケレバナラヌト思フノデアリマス、大學令ノ第九條ニハ斯ウ云フコトガ書イテアリマス、學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ終了シタル者、高等學校高等科ヲ終リタル

者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ト云フヤウナ、サウ云フ資格ガアリマス、然ルニ高等學校令ニハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシテ居ルノデアリマスルカラシテ、女子ハ高等學校ニ入ルコトハ出來ナイノデアリマスルカラシテ、隨テ東京帝國大學、若クハ京都帝國大學ニ、女子ハ入學スルコトハ出來ナイノデアリマス、併シ文部當局ニ於カレマシテモ、實ハ女子ノ爲ニ幾多ノ專門學校ヲ造リタイト云フ意思ガアルヤウデアリマスガ、兎ニ角財政窮迫ノ今日デアリマスルガ故ニ、文部當局ノ理想ガ容易ニ實現シ兼ネテ居ルト云フコトハ、吾々國民トシテモ甚ダ遺憾ト思フ所デアリマス、ソコデ此問題ヲ解決スルニハ色々ナル方法ガアリマスガ、先ヅ第一ニ綜合大學ニ女子ノ入學ヲ容易ナラシメテ、單ニ東北大學九州大學、北海道大學ノミナラズ、東京帝國大學及京都帝國大學ニ於テモ、一定ノ資格ヲ有シタル所ノ女子ヲ正科ノ學生トシテ入學スルコトヲ文部大臣ニ於テ認可セラレンコトヲ希望スルノデアリマス、其次ハ女子ノ專門學校ヲ幾ラカ新設スルコトデゴザイマシテ、殊ニ文科、理科、家政科ノ專門學校ガ必要デアルト思フノデアリマシテ、此種類ノ私立ノ女子專門學校ハ多イノデアリマスカラシテ、此際政府ガ一二ノ模範的ノ女子專門學校ヲ造ツテ範ヲ垂レルト云フコト、亦教育上必要ナルコトデハナイカト思フノデアリマス、然ルニ金ガ無イト云フノデアリマス、金ガ無ケレバ已ムヲ得ズ專門學校ニ女子ヲ矢張正科學生トシテ入學ヲ許スト云フ、共學ノ制度ヲ採ル外ハナイト思フノデアリマス、共學ノ事ニ付キマシテハ色々問題ガアリマシテ、共學ヲ許ス時ニハ第一風紀ノ問題ガ起ル、第二ハ女子ノ學力ノ問題ガ起ルト云フコトデアリマスガ、併ナガラ貴族院ニ於テ過般文部大臣ガ質問ニ對シテ答ヘラレテアリマスルガ如ク、東京音樂學校ノ如キハ男女共學ニハ何等風紀ノ問題ヲ惹起サイナイト言明サレテ居ルノデアリマスガ故ニ、男女ノ專門學校ニ於ケル共學ハ風紀ノ問題ニハ餘リ關係ハナイト思フノデアリマス、又婦人ノ學力ノ問題ニ付テモ意見ガアルノデアリマスガ、併ナガラ今日ハ婦人ト男子ト智力上ノ相違ハ、本質的優劣アル所ノモノニアラズシテ、其發表、表現ノ形式ガ違フニ過ギナイノデアル、云フコトガ明カニナツテ居ルノデアリマスカラシテ、風紀上及智力上ヨリ見マシテモ、專門學校ニ於ケル所ノ男女共學ハ差支ガナイ問題デハナイカト思フノデアリマス、米國ニ於キマシテハ專門學校州立大學ガ起リマシタトキニ、男女共學ヲ實行シタノデアリマス、第一ハ經濟的ノ理由デアル、多クノ學校ヲ造ルヨリハ又造ルコトガ出來ナイカラシテ、ソコデ一ツノ學校ノ中ニ男女ヲ共ニ包容スルトキニハ、經濟上ノ利益ガアルト云フコトデ行マス、又第二ノ理由ハ、苟モ租税ニ依ツテ立ツテ居ル所ノ學校ハ、國民ニ對シテ平等ナル態度ヲ執ラナケレバナラヌト云フノデアリマス、今日日本ノ官立又ハ公立ノ學校ハ、主トシテ租税ニ依ツテ成立シテ居ルノデアリマスカラシテ、國民男女ニ對シテ平等ナル態度ヲ執ルベキノハ法律上ヨリ考ヘテモ相當ナル事デアルト思フノデアリマス、ソレカラ若シサウ云フコトガ出來ナケレバ、私立ノ學校ヲ補助スルト云フコトモ必要ナ事ダラウト思フノデアリマス、私立女學校ヲ補助シテ其制度ヲ完全ナラシムルト云フコトモ、一ツノ方法デアルト思フノデアリマス、兎ニ角日本ニ於テ政府ガ熱心ニナツテ女子ノ高等教育ヲ振興スルト云フコトハ、國際上ニモ大ニ意味ノアルコトデアルト思フノデアリマス、國際上ヨリ論ズルトキニハ二ツノ點ガアルト思ヒマス、第一ノ點ハ日本ニ於ケル女子ノ教育ハ明治ノ初年ヨリ歐米ノ基督教ノ宣教師ノ手ヲ煩シテ居ツタノ

デアリマスガ、國力ガ充實セザル時ニ當ツテ、又國民ノ自覺モ甚ダ發達シナカツタ時ニ於キマシテハ、是モ亦已ムヲ得ナカツタノデアリマスケレドモ、既ニ日本ガ世界ノ三大強國ノ一トナリ、或ハ五大強國ノ一ニ數ヘラルル今日ニ至リマシテハ、國民ノ體面トシテモ日本ノ女子ノ高等教育ハ國家自ラ其責任ニ任ジナケレバナラナイト思フノデアリマス、第二ノ點ハ今日日本ノ教育ハ、先程石川君モ述ベラレタ「スエズ」以東第一ノ教育國デアリマスガ故ニ、我國ノ教育ハ東亞地方ノ中心トナツテ居ルノデアリマス、ソコデ我國ニ於テ教育アル所ノ婦人ガ多ク現ハルレバ、或ハ朝鮮ニ行キ、或ハ支那ニ行キ、或ハ印度ニ行キ、或ハ滿洲、蒙古、西藏ニ參ツテ、サウシテ教化ノ任ヲ盡スコトガ出來ルノデゴザイマス、現ニ暹羅ノ王室ニ聘セラレタル女子教育家アリ、或ハ蒙古西藏ニ行ツテ教育ノ任ヲ盡シタル健氣ナル婦人モアツタノデゴザイマスカラ、斯ウ云フ要求ハ將來益々起ルコトデアルト思フノデアリマス、同時ニ國内ノ問題トシテハ我國ニ於ケル婦人勞働者ノ數ハ頗ル多クナツテ參ツテ居ルノデゴザイマシテ、工場及鑛山ニ關係シテ居ル所ノ婦人總數ダケデ、百四十六萬餘ニ達シテ居ルノデアリマス、是等ノ婦人ハ汗ミドロニナリマシテ我國ノ富ヲ造リツヽアル所ノ人々デアリマシテ、是等ノ婦人ヲ指導スル所ノ、教育アリ、見識アル婦人ガ輩出シナケレバナラナイノデアリマス、斯ウ云フ理由ニ依リマシテ女子ノ高等教育ヲ振興スルコトハ、我國ニ於ケル焦眉ノ急務デアルト思フノデアリマス、然ルニ金ガ無イト云フノデアリマスガ、併シ日本國民ノ中斯ル重大ナル問題ガ衆議院ニ依ツテ愼重ニ討議セラレ、國民ノ輿論ヲ代表シタト云フコトガ明ニナリマスルナラバ、民間ノ有志ノ中、必ズ資ヲ投ジテ此事業ヲ助ケル者ガアリト思フノデアリマスガ故ニ、ドウカ政府當局ハ斷々乎トシテ女子高等教育振興ノ大旗ヲ翻シテ、國民ノ輿論ヲ動カスガ爲ニ努力セラレムコトヲ希望スルノデアリマス、吾々モ及バズナガラ驥尾ニ付シテ國民ノ間ニ輿論ヲ作ツテ、官民協力シテ理想ノ學校ヲ作ツテ、日本ノ女子ノ進歩發達ノ爲メニ貢獻スルコトヲ期スル者デアリマス、尚詳細ノ點ハ委員會ニ於テ十分述ベル積リデアリマスカラシテ、政黨政派ヲ超越シテ此案ニ御協賛アラムコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス

第二十四　婦人參政ニ關スル建議案

（松本君平君提出）

婦人參政ニ關スル建議案

婦人參政ニ關スル建議

婦人ノ知識意思感情ヲ全然度外シタル政治ハ全社會全國家ノ幸福ト利益ヲ考慮シタル善良ナル政治ト謂フヘカラス婦人カ國ノ政治ヨリ遠サケラレ政治的要素トシテ認メラレサル間ハ遂ニ其ノ地位ヲ向上シ人格ヲ發達スル機會ヲ失ヒ長ク屈辱ト輕侮ヲ免ルル時ナシ從來婦人カ文明史上ニ重要ナル位地ヲ占ムルコト能ハサリシモノハ婦人ノ天賦ノ本質ノ然ラシムルニ非ス主トシテ教育及環境の結果ニ外ナラス女性トシテ人類社會國家ニ奉仕スル所ノ使命ハ固ヨリ男性ニ比シテ輕重貴賤ノ差異アルヘカラス婦人ヲシテ國家及法律ニ對シ男子ト同等ノ權利ヲ保有セシメ婦人ニ對スル不合理ナル各種ノ制限ヲ撤廢シ男子ト均等ノ境遇ニ立タシムルハ正義ト人道ノ要求ニシテ女性ノ完成ニ

缺クヘカラサルノミナラス國家及民族ノ組織ヲ强大ナラシムル所以ナリ

世界大戰爭ニ依テ深刻ナル慘苦ヲ嘗メタル文明國民カ茲ニ覺醒スル所アリ婦人ノ參政權ヲ認容スルニ至リタルハ決シテ偶然ニ非ス健强ナル國家ト純眞ナル文化ハ男女均等協力ノ基礎ノ上ニ建設セラレサルヘカラス政府ハ速ニ我カ國婦人ニ對シテモ參政權附與ノ制ヲ定メラレムコトヲ望ム

右建議ス

○松本君平君　本員ノ提出致シマシタル婦人參政ニ關スル建議案ノ趣旨ヲ極メテ簡單ニ說明致シタク思ヒマス、今日ハ最モ容易ナラザル危期ニ直面シテ居ルト考ヘルノデアリマス、我ガ民族ハ一切ノ因襲ヲ打破シテ舊弊ヲ擺脫シ、更始維新ノ大覺悟ヲ以テ新シキ運命ヲ開拓シナケレバナラヌ時デアルト信ズルノデアリマス、而シテ國民心ヲ新タニスル所ノ方法ハ勿論有ラユル方面ニ於テ重要ナル事柄デアリマス、就中我ガ國民ノ全半數ヲ占ムル所ノ　我ガ民族ノ全一半ヲ有スル所ノ婦人ヲ解放シテ、其政治的、社會的地位ヲ向上セシメル事ヲ計リ、■リ高キ生活ニ此階段ヲ導クト云フコトハ、現代ノ社會ノ施設、政治上ノ施設ニ於テ最モ大切ナル緊要ナル事柄ト信ズルノデアリマス、其量ニ於テモ、亦其質ニ於テモ是程偉大ナル幸福ヲ國民ノ上ニ齎シ、是程遠大ナル理想ヲ實現スルモノハナイト思ヒマス、即チ本案ヲ提出シタル所以デアリマス、諸君、本員ハ第四十五議會ニ於テ本案ト同一ナル建議案ヲ提出致シマシテ諸君ノ御考慮ヲ煩ハシタノデアリマス、再ビ此建議案ヲ本議會ニ提出致シマシテ、更ニ賢明ナル諸君ノ御考慮ヲ煩ハス所以ノモノハ、本年ノ議會ハ御承知ノ通リ二十年來ノ懸案デアル所ノ普選案ガ衆議院ヲ通過シタノデアリマス、本議會ハ我ガ立憲政治ノ歷史ニ於テ最モ記憶スベキ、特筆大書スベキ所ノ立法議會デアリマス、此議會ニ於テ普選案ヲ通過シタト云フコト即チ、普選ハ納税資格ヲ撤廢シテ廣ク許ク民衆ニ參政權ヲ與ヘルト云フコトデアル、是ハ物質ヨリ精神ヘ、又財産主義ヨリシテ更ニ人格ヲ尊重スル自由平等ノ大ナル精神ヨリ出發シタルモノデアリマス、此主要原則ヨリシテ行ツタナラバ、婦人ニ參政權ヲ與ヘナケレバナラナイコト、參政權ヲ拒ムコトノ出來ナイ理由ガ明カニナルノデアリマス(拍手)、何トナラバ婦人モ亦人間トシテ人格ヲ持ツモノデアリ　又國家トシテハ忠良ナル國民ヲ構成スルモノデアリマス、之ヲ拒ムト云フコトハ普通選擧ノ根本ノ精神ヲ破壞スルモノデアリ、又之ヲ拒ムト云フコトハ一大矛盾ト言ハナケレバナリマセヌ、カルガ故ニ此案ヲ提出シタノデアル、此點ニ於テ本員ハ普通選擧ノ委員會ニ於テ、屢々政府ノ意嚮ヲ問ヒ、又委員諸君ノ意嚮ヲモ伺ツタノデアリマスル、政府當局ニ於キマシテモ原則トシテ主義トシテ婦人參政權ヲ認メラレテ居ルト云フ事ハ諸君ノ御承知ノ通リデアリマス、既ニ此主義ガ認メラレルト云フコトデアルナラバ、洵ニ本案ヲ提出スルト云フコトノ偶然ナラザルコトヲ、諸君ノ御承知ヲ願フノデアリマス、本員ハ茲ニ男女兩性ノ體力、若クハ智力ノ優劣ヲ論ズルト云フヤウナ愚ナル議論ヲ茲ニシヨウトハ思ハナイノデアリマス、何トナレバ三千萬人ノ男性ガ掛カツテモ一人ノ婦人ノ力ニ及バナイコトモアリマスル(笑聲起ル)、又本員ハ茲ニ政治ト云フモノハ婦人ノ携ハルベキモノデハナイ、政治ハ婦人ノ與スベキ仕事デハナク、政治ハ男性ノ專有獨占スベキモノナリト云フヤウナ狹隘ナル議論ニ付テ、茲ニ批評ヲシヨウトモ思フモノデハナイ、何トナレバ人間生活ノ原理トシテ、機會均等ノ主義ト

云フモノガ眞ニ之ガ人間生活ノ原理デアルナラバ、婦人ヲシテ殊ニ政治ニ干與セシメナイト云フ議論ハ立タナイノデアリマスル、（拍手）又本員ハ婦人參政ハ家庭ヲ破壞スルモノナリト云フヤウナ狹隘ナル議論ニ付テ論議シヨウト考ヘル者デモアリマセン、何トナレバ形式的ニ男性ガ、家庭ヲ代表スルトシテモ、ソレハ、決シテ圓滿ナル家庭ノ發達ヲ、助長スルモノデハナイト信ズルカラデアリマス、男女兩性共各々其天分ヲ有シ、人類トシテノ尊キ使命ヲ持ツテ居ルモノデアル、故ニ人間トシテノ價値ハ洵ニ平等デ公平デナケレバナラヌコトヲ本員ハ確信スルモノデアリマス（拍手）、唯一ツ私ハ諸君ニ訴ヘテ置カナケレバナラナイ問題ガ殘ツテ居ル、ソレハ現代ノ婦人ハ政治的自覺ガ足ラナイノデアル、或ハ參政權ニ對スル婦人ノ要求ハマダ十分デナイト云フコトハ、屢々論セラレ且ツ唱ヘラレルノデアリマス、是ハ一種ノ俗論デアリマス、（ノウノウ）西洋諸國ニ行ハル、所ノ標語所謂、求メヨ然ラバ與ヘラレン、叩ケヨ然ラバ其門ハ開カレント云フ所ノ、爭鬪主義――力ノ爭ヒノ主義カラ來ル所ノ議論デアリマス、私ハ信ズル、即チ女子ニ參政權ヲ與ヘルト云フコトガ洵ニ正シイ道理デアルナラバ、是ハ求メズト雖モ之ヲ與ヘナケレバナラナイ、叩カズト雖モ其門ヲ開イテヤラナケレバナラナイト信ズルノデアル、（拍手）之ガ眞ノ正義ト公正ノ要求デハナイカト信ズルノデアリマス、諸君ノ御承知ノ如ク歐羅巴ニ於テ婦人參政權運動ノ一派――彼ノ「パンクハースト」ノ一派ガ極端ナル過激ナル獲得運動ヲ致シマシタ、是ハ諸君ノ尙ホ耳目ニ新ナル所デアリマスガ、斯樣ナル極端ナル參政權獲得ノ運動ハ、私ハ日本ニ於テ――我國ニ於テハ之ヲ願ハシクナイト思フノデアリマス、何トナラバ西洋ニ於テノ主義ハ、力ノ爭ヒデアル強キ要求ヲ爲ス者ガ勝ツ「求メヨ然ラバ與ヘラレン叩ケヨ然ラバ其門ハ開カレン」ト云フコトノ主義ヨリ成ツテ居リマス、強キ要求――力強イ要求ガアルニ於テ、初メテ權利ガ與ヘラレルノデアルガ、吾々ノ主義ハ與フベキモノナラバ、假令ソレガ要求ガナクトモ、或ハ要求ガ弱クトモ之ヲ與ヘナケレバナラナイ、叩カズト雖モ若シ其事ガ正義デアルナラバ、其門ヲ開イテ迎ヘテヤラナケレバナラナイト云フ日本固有ノ主張主義ニ立テタイト思フノデアリマス、諸君ガ御承知ノ通リ國會開設ノトキニ、ドレダケ國民ガ此立憲政治ノ思想ニ於テ自覺ヲ持ツテ居ツタデアリマセウカ、其當時ニ於ケル少數ノ知識階級ノ人ハ、國會開設ノ請願ヲシタノデアル、運動ヲシタノデアルガ、國民大多數ハ殆ド與ラナカツタトキニ於テ此國會ガ開カレ、憲法ガ布カレテ而シテ茲ニ三十有年、日本ハ立派ナル立憲代議制度ノ政ヲ行ツテ居ルノデアリマス、故ニ一世ヲ指導シテ而シテ世ノ新シキ政治組織ノ改革ヲ爲ス所ノ先覺者タル者ハ、此社會ノ要求ト時代ノ趨勢ヲ達觀シテ、サウシテ之ニ與フベキモノハ與ヘ、正義公道ノ命ズル所ニ從ツテヤラナケレバナラヌト云フコトヲ信ズルノデアリマス、我國家民族ノ遠キ將來ヲ考ヘテ、新シキ運命ヲ開拓セントスルトキニハ、常ニ正義ト公平ノ公正ナル命令ニ從ツテ、國家政治ノ指導原理トシナケレバナラヌコトヲ、深ク信ジテ疑ハナイ者デアリマス、此意味ニ於テ此婦人參政權ニ關スル建議案ヲ提出致シタノデアリマス、公正ナル諸君ノ賢明ナル御判斷ト御同情ニ依ツテ、此案ノ通過セラレンコトヲ切ニ希望スルモノデアリマス

第二十五　市制及町村制改正ニ關スル建議案

（高橋熊次郎君外四名提出）

（四十六頁ヘ）

時事

婦人デー

議會あつての珍らしい婦人デーといふ一日があつた。婦人に關した諸問題が、當日上程されるといふので、婦人達は勿論だが、男子の間にも大變な人氣で、あの入口は押すな押すなの盛況であつた。内ヶ崎作三郎氏提出の女子高等教育に關する建議案、山口政二氏提出の治警第五條改正法律案、松本君平氏提出の婦人參政權に關する建議案、高橋熊次郎氏提出の婦人の公民權に關する建議案等が上程された。婦人席は平時は議長席の兩横二區劃であるが、當日は、特に議長席の正面四區をも婦人で滿たされ、それが四百人位はあつた。然し入場しきれなかつた人々も可なりに多かつた。

提出者の演説はいづれも熱あり誠あるものであつた。又婦人傍聽者も心をひそめて聽き入つた。議會に口を持たぬ女性は自分達の代辯者となつてくれた人々の一言一句をも聽き落すまじとした。議場は充分に緊張した空氣に充たされてゐた。

婦人デーと、眞劍な多數の女子傍聽者と！　一體それは何を意味するだらうか。婦人問題が、卓上の空論空説から實際緊急の大問題として公平な解決を迫つてゐるといふ事を明かに示すものである。

公娼制度公認

公娼制度撤廢は理想である、この大理想を實現する第一歩として、公娼制度に關する制限の法律案が、松山常次郎氏によつて提出された。同氏及び夫人の一切を賭しての奮闘と御盡力には、我々殊に女性として言葉なき迄の感謝に充たされた。不幸にして凡ゆる努力の甲斐もなく、終に、議會はその大多數によつて、依然として、人身賣買の奴隸制度であるところの公娼制度を公認することになつてゐる。

國際聯盟では公娼制度は奴隸制度であるから否認する。今時何處の文明國に、奴隸制度を公認するやうな莫迦化たことがあるものか。政府當局よ、議員諸氏よ、そして又、なべての非公娼制度否認の男よ、女よ、どのやうな詭辯を弄しようとも、公娼制度は、道德上からは人權の蹂躙であり、自由の

剝奪であり、親權の亂用であり、經濟的には明かに搾取の最も低劣な手段である。男子のみによつて國是を論議さるる限り公娼制度は依然として國家の認むるところだと稱へらるることであらう。

普選案通過

普選案もとう〳〵通過した。可なりの努力と歲月を經た後に。普通選擧は既にとつくの昔實施さるべき筈のものだつたのだ。歐米で既にとつくの昔、實驗濟みのことなのだから。

普通選擧實施となれば、愈々憲政史上を、未曾有の榮光を以て飾ることが出來るのであると、政界の偉い方々が仰言る。たしかにさうです。少數の代議政治から多數の代議政治に移るのですから。然し、それ丈けで憲政史上を完全に飾り得るとは考へられません。國民半數の三千萬女性を全く除外して何が完全な代議政體なものですか。男性と女性とは體質を異にし、隨つて本能や感情を異にし、使命天職を異にしてゐるものなので、國民の半數に過ぎない男性が、他の半數女性を代表するなどといふことは決して出來る相談ではない。

公民として、又國民として婦人が、政治に參與する機會を要求するのは、物好きや出來心ではない。政治は我々の生活であるからです。要求すべき事を要求するのは、自由と平等を愛する者の當然すぎるほど當然のことである。

エス・エム・

海外

國際聯盟と婦人

國際聯盟婦人代表委員會の年會が英國ロンドン・ヴィクトリヤ街の婦人會館で開かれたが、その可決した事項は、

一、次の國際聯盟總會に充分に信任されたる代表として婦人を派遣するやう政府に要求すること。

二、種々なる協議會に出席する代表に同行する專門の顧問委員中に婦人を加ふるやう政府に要求すること。

三、出來る丈け早く種々の婦人團體の協議會を開いて、人身賣買に關する委員に婦人を是非とも加へ、又雇傭契約に關する常設委員中に、少くとも、いま一名の婦人を加ふるやう政府に要求すること。

その他二三の決議がありましたが、要するに、現代婦人の知識及び理解と興味の程度と範圍は、男子と同樣である。故に、男子と同樣、國際聯盟の種々の委員中に、それ〴〵適當なる婦人を任命せよといふのであります。合理的に、さうして、國際間の協力によつて、世界の平和を確立しようとする國際聯盟の各方面の委員に婦人が多く任ぜられることは凡ての點から望ましいことです。

婦人參政の恩人アントニー女史

二月十五日はスザン・ビー・アントニー女史の百五回目の誕生記念日であるところから、ワシントンの第一組合教會に於て最も壯嚴な追悼記念會が催された。大統領を初め上院下院の議員、各婦人團體の幹部等にも廣く招待狀が送られた。

世の中は變つて來た

キャリー・チャプマン・キャット女史は北カロリナの上院及び下院から、二月三日、開會前に世界平和に就て講演さるゝやう依賴して來たさうである。又米國學生公民聯盟では、教育を通じて世界の友誼を促進する方法に就て懸賞募集を始めた。どの國の人でも應募することが出來る。

エス・エム・

このごろ

守屋東

「三月三日迄と區切をつけて、ゆつくりお休みなさい、家に居ても用はある、然し出て、つめたい空氣にあたると また熱を出しますよ、先づ休んでそして働く方がいゝ――」と矢島老師に手を握ぎられたまゝ申渡された時、私は一寸の理窟もいはず また長い賛同の辭も用ひず「ハイ、さういたします」と約束した。今日は其三月三日である。いよ／＼明日から許され て出る人のやうに出掛けるのだと思ふと先づ私には感謝より外ない休んだ此の二ヶ月、實に此の 二ヶ月は我婦人矯風會 の年中行事中最も多忙な時なのである。

一、年度末

一、大會の準備

一、對議會運動――公娼全廢――婦人參政權

一、來年度の計畫

といふ風にある

勿論どれも皆過去やつて來た事の決議と いふ事にはなるが、然し對外的の交渉とまた聯盟運動の多い事は年度末といふ常務的な仕事にせはしい時にあたつては餘り多忙といふ言葉より外ない のである。此時の二ヶ月を病んで家にある事は實に十字架の苦である。それも一層衰弱甚だしく人との應對も出來ぬ程の病氣なら人も我も滿足してやすみきる事が出來る。が、僅か聲が嗄辛聲で、外出しなければ發熱もしない位の容體で 此忙しい時病人組に參加して居る事は何としても苦しいことであつた。事が起る毎に、電話で用が不充分な時にすぐ一走りといふ誘惑にかゝりやすい、其時にサット病人! 病氣だ! となつとくするジレッタサ、苦しい、ほんとに苦しい。が、其苦しみもすんだ、明日から出掛けられる! と子供らしく願つた。

カントレット夫人が、「あなたのやうに三月三日から出ますなどと日限つきでやすむ人がありますか、例へ三月三日でも其日が特別寒かつたりまた身の工合が惡いやうなら、出られやしないでせう。まるでお役所のストーブのやうに十一月の初めはいくら寒くても火をたく事は出來ないで、今日からはストーブをたく日だとなると温い

日でもドン〳〵たくやうな、なかしな事はおやめなさい――」と副會頭獨特の說論なども頂いたのであつた。なにはともあれ小さいものゝ病氣な心から案じて左に右に數へられる事は感謝の外ないのである。

三月三日、ありがたい日である。解放されるものゝ喜びを晰うといふ場合に妙に樂しめるのも、人々の忙しい時に病氣して居つたものゝ恵かもしれない。

愛する諸姉、どうか御安心下さい。[illegible]辛棒はどうやら一人前の聲が出る程になりました。ハガキや御手紙で御見舞下さつた方にまたたまつて私の爲に靜な祈を賜はつた方に厚く御禮を申ます。

□

少年禁酒軍の運動はおかげで着々進んで居ります。でも未だ完了に至りません。此三月中には何が何でも結了しなければならぬので同務の人々は熱心にして居ります。發送した學校からの謝狀はどれも充分寄贈者の希望を滿すに充分なものであります。流石に學校長からの御返事とて字も叮嚀に、文も恭しく認めてあるものが多いのです。中には奉書にうや〳〵しく謝辭を認めて寄せられたのもあります。いづれの學校からも若し他に殘餘があれば寄贈を乞ふと記されてある時何とかして充分御送りして使用して頂きたいと思うて居ります。

四月の大會には此運動の順序を諸姉に見て頂かうと思つてゐます。凡て表にして出ております。例へばどこの支部が何校分引きうけて下さつたとか、誰れがどの學校へ寄贈して下さつたとかをどういふ風に顯はしたらば一番明瞭にゆくかと考案して居ります。何しても小さい眞の力や、大きい廣い力が從橫して出來上つてゆく此運動は、どうしてもはつきり殘すべきものを作つて前年にした失敗は次年にはせぬやうにやつて行きたいと希望し計畫して居ます。事務といふものはなか〳〵心に願つて居るやうに完美して出來ないものです。一寸した油斷や、不透明な考察を勞して居るまた大切な機會が逸してしまふのです。着實に而も頭を働かして事務をとる人が一人多くなればそれ丈我國の進步があるのだと話しあふ事です。どうも只感情で仕事をやつてゆくだけではもうつゞかなくなつて來て居ます。機械的にまで見るやる前に其機械に生命がはひらなければどうしても眞物になりません。只一口に事務員、實務者、ではありません。事務員、實務者が一番其仕事の生命をもつものである時代になつて來て居ります。

事務員實務者の自覺自重は申迄もなく同勞者の一人を加へる時には、充分の緊張と相互の理解が何よりも大切な事であります。我少年禁酒軍の現在は此點に於て實に感謝に滿ちて居ます。各々己が事とし、各々將たり卒たる事の出來るもの〻みです。諸姉も喜んで下さい。またどうか我少年禁酒軍の同勞者の爲に祈つて頂きたいのです。

□

此度理化學研究所から近く市場に賣り出す「酒」は昨今の一大問題であらうと思ひます。

一、價は廉、(一升六十錢也——普通酒市價二圓五十錢)

一、味、匂は普通酒と差なし、

一、原料は米を使用せず——從つて食糧問題に大關係有、

一、二日醉なし、(フーゼル油を含まぬ故——從つて腦神經に害なし)

一、アルコール小量含有、

一、一ケ月で製造する事を得、

一、腐らぬが特長、

何としても酒を飲む習慣のある人にとつては此上もない福音と思ふのです。どうしてもやめられぬ人は斯ういふものを發明された事を感謝して、せめてもの事にしたらばいゝ事と考へます。またいつも酒の時に出る、勞働問題、國家問題といふ見地から考へても鈴木博士の此發見は確かに感謝すべきものであると思ひます。只趣味性から論じた時には酒が高いからとか、また二日醉をしないからとかいふ事が中心でなく、飲むといふ境地と、それから起る樣々な氣分を喜ぶのでありませうから此理研酒については別に大した賛意もないかもしれません。瓦斯で煮た飯より炭火に限るといふやうな氣持の人にもまた同じでせう。

少年禁酒軍の一人として申せば、鈴木博士の此研究は全く酒を使用する人のある今日として、食糧問題勞働問題等それから起つて來る現在の社會及個人を事實標準とし論ずれば感謝すべき大發見であると思ひますが、飲まぬ習慣に成長した少年少女に向つて此酒などは大丈夫といふとんでもない考を持つ大人に此酒が利用されてゆくやうな事があつては實に憂るべき事だと思ひます。理研に於てもあくまで少年少女の酒に對する飲酒の習慣なき者といふ一點に對しては愼重な態度

をとつて頂きたいと思ふのであります。
少年禁酒軍は酒を趣味性からもとりのぞくまでに排酒主義の確立を期して進んでゆくものであります。また鈴木博士の理研酒についての御話を太陽の新年號で拝見するとき一番深く印象された點は現在の酒がいかに多大な害毒を飲用者に與へ、勞働者を苦しめ、此社會をあやふくして居るかといふ點であります。博士が、人道上保健上、また食糧問題の解決として、此發見をされたと云ふ點にはよく〳〵注意して讀むべきであると思ひました。科學者が斯の如く國民の向上發達と共に健全なる精神の所有者であれかしと永年酒について我國民性を尊重して研究され目的を貫徹されし事は同じく此日本民族として衷心からの謝辭と敬意を捧ぐるのであります只くり返しあやまつてならぬ事は、飲酒の習慣なきものに對して此酒あるが故に飲酒家とならぬやう心得べき事は私共の大なる責任であると思ふのであります。

□

「酒」といふ話

活動寫眞があつた、少年禁酒軍の同人は一夕それを見た、筋は斯うであつた。
名望ある富豪の一人娘の披露の宴が開かれた。其席上禁酒國であつても密造された酒はある。來客の一團が其宴に持参して美しく振舞うた。來客の男女は其酒なれど酒の如く取り扱はず默々の間に取扱はれて行く飲料に醉うた。來客の中密造者があつた。伯爵と假名して一婦人によつて紹介された。其夫人は其人が密造者なる事をしつて紹介者の婦人をせめたところが其婦人は今富家が全く破産の境遇にある事を知らぬ夫人に向うて密造者に頼るべき事ありと信じて紹介したと夫人につげた。夫人は怒つて其婦人の退席を申渡して良人をさがした。ところが良人は夫人、令孃には今夜の宴を終つてから家運のまさに破壞されんとして居る事を告げようとして自室に懊惱して居つた處に夫人に見付られ遂に凡てを打ちあけた。其時、夫人は先に密造者と呼んだ人に頼つて此急を救つてもらはんと覺悟した。其後は良人も急の苦しみに遂に一番忌べき密造者と提携して密造を大規模にやる事にした。其結果は令孃の不行跡、夫妻のやむを得ず〳〵とふみ落ちる場面、遂に良人は密造者として入牢、夫人はアルコール中毒で失眼

令孃は僅かに純眞なる愛人によつて救はれたといふのである。

其間に米國がどの位禁酒法の實施後の法律の實行といふ事に苦心をして居るか、また正發者の努力、警察官の厳正なる活動等を彩寫して居る。

勿論極端なる場面を多く取扱つてあるとは思はれるけれども實に酒といふものを飲む習慣のついた民族は怖ろしいものである。風前の燈どころではない、どうしても此日本民族から飲酒の趣味をとるまで教育してゆかなければならない事である。一世紀一世紀の問題ではない、實に永遠の戰であると思ふ。三千年來習慣となつて來た飲酒趣味の破壞は世界各國民族の共同事業である。決して洋の東西顔面の色別を問ふものではない、

□

「密造」此位るいやしい仕事はない樣に思はれる事ながら人々はそれをする、我國で千葉縣は密造縣として山形高知以上に不良であると新聞紙が報じたその爲めか少年禁酒軍が取扱つて寄贈した禁酒ポスターに對して少年禁酒軍に着した謝狀など今の處では千葉縣が一番多い、校長方は、土地の飲酒習慣引いては密造といふ事に非常な苦痛を感じて

先生の斷片

東

或る人が

「矢島先生、今年の萬國矯風會大會は英國のエヂンバラでございますが、遠いので御出席も出來ませんね——」

と揶揄するやうに床の上の先生に申すと、

「私はラヂチで演說でもきゝませう!」

と返事されたので一同は、また先生にやられたと云ひました。

或る少女の雜誌社から誌友讀者から矢島先生の寫眞を誌上に掲げて欲しいと言うて來ましたから寫眞などとらせて頂きたいと、先生に申しましたら承知なさつた。すぐ寫眞班の方をお呼びしようとした處、寢臺の側のテーブルに地球ぎを飾るやうに仰つしやる、早速私の室から地球ぎを持參するとニコ〳〵してそれでよしと仰つしやつた。そして寫眞は寫された。どこまでも世界的なお年寄であると話しあつた。

毎日々々の新聞は社說から初つて外國電報、議會の記事、小說まで先生はお聞きになる。聖書は毎朝三章づつ竹崎夫人が聲ほがらかに讀まれる、正午と朝とは家族一同で日課の聖句を暗誦する、夕にはすみちやんが「四少女」を先生の枕邊で讀む、先生は可愛らしい此少女小說などの位喜んで聞かれる事かしれない。

「其本はホームの子供等にぜひ讀ますがいゝでせう」

と仰しやる。

先生は此四月廿四日に九十三になられる方である。若いものが多忙だとか、目が惡いとか、申て讀書をおこたつてはならぬ。ましてその日の糧である聖書をや。

居つたものであるやうに思ふ、また一つは矯風會の支部が千葉縣には一ヶ處もない。再三度發會した事はあつたがどうしてもつゞかない。また日本國中千葉縣は殺人犯强盗犯を一番多く出して居るといふ事も聞いた事があつた。或は其原因について遠く調査したなら千葉縣は飲酒家の子孫を以て現在の社會が成立されて其社會人の大部分は密造してまで飲酒するといふやうな事があるかもしれぬ。昨十三年度の如き千葉縣に於て密造の爲に罰金に處せられた金額は二萬餘圓に達するといふ、而も密造を發見されるのは一割弱であるといふ事に至つては其巨額に驚くのである。密造といふ事が啻に不德義であるといふ丈でなくそれから起る各種の罪係が眞に國を亡ぼす事に至るのである。

排日問題のやかましい北米加洲に於て密造者を檢擧する事には嚴また嚴である。そして檢擧されたものゝ中、日本人が最大多數で、罰金も最大額であると新聞紙は報じた。排日について決して米國に罪なしとは誰も思はない。然し排斥さるゝ一面に內地にかてさへも爪彈きさるゝ罪科を最も多く彼地に於て犯す民族と思はるゝ事實に反省しなければならない事である。

（九頁より）

すれば出來る財源もあり、又爲すべき仕事が山積する今日、各地の時と經驗と熱心とを有する御婦人の奮起は今日當然のことではないでせうか。

八

私は十年に垂とする一つの經驗によつて、如何に働いても一人の力の限あることを悟りました。又協力の力の强大なる事をも學びました。全國廿の部會に一人の風俗部幹事を得たいと云ふ事は、私の今年からの願です。公娼全廢敎育運動第九を認めて、第十年の活動に入らむとするに際し、過去に於て、曠野を行くが如き運動の內に常に火の柱となり雲の柱となつて行程を導き給ひし天父に謝すると共に併て全國の同志と更らに如上の新方針に向ひて、必勝を期して前進を繼續し度いと思ひます。

將さに引き移らんとする新町のバラック事務所にて、

大正十四年三月十三日稿

祈禱

ガントレット恒子

四月

一日

いのりはくちより　いでこぬとも
まことあるたまの　ねぎことなり
いのりはこゝろの　そこにひそみ
かくるゝほのほの　もえたつなり

いのりはみたみの　生命をうる
きよけきみたまの　かぜにぞある
いまはのときには　ちゝのいへの
みかどのひらくる　あひことばぞ

二日

此わづらはしさ世を一人のがれて我こゝろのおくにひそむ、隠れた思を少しの遠慮も、隔ても、はぢらひもなく、語り得る人を持つ者は最も強く且つ幸福な人である。其人は誰？

三日

主よ主よと云ふ者悉く天國に入るに非ずとキリストは誡め給うた。祈り／＼と口にせねばならぬ時は却つて信仰の力の弱つた事を物語るのである。

四日

美しき生活、正直なこゝろ、親切な行爲、公平な仕向け、忠實な奉仕、之等が一團となつて祈の生活となる。

五日

祈は私共が神の祭壇に捧ぐる獻げ物である。獻げ物の價値は其物自身にあるのではなく、其を捧ぐる人々の精神にある。故に祈る前には、立ち行きて心の中に凡ての人と和きを求め、邪念、憎惡、私心等を去り、最も謙りたる心を以て神の前に

跪かねばならぬ。

六日

謙遜の心より出でざる祈は、如何に大きな動きを爲した人、偉大なる功績を認めらるゝ人の口より出づるとも、神の前には無效である。神は謙遜りたる心、悔いくづをれたる心を愛し給ふ。

七日

心の貧しき者は福なり、天國はすなはち其人のものなればなり。
馬太五、三

八日

尊き寶物の庫の前に幾萬の人が立つても、其庫を開く鍵を手にする人の他は、其内なる寶を自分の物とする事は出來ない。同じ樣に神の聖座の前に頭をたれても、正しき祈をなし得ぬ人には神の恩を味ふ機が與へられない。

九日

祈なき生涯は、沙漠を旅するに等し、親友なき生涯は花なき里に一人住むとおなじ。

十日

主よ、みくにに來たらん時我を憶ひ給へ。路加廿四、四二
誘惑に入らざるやう祈れ。路加二二、四〇
父よ彼等を赦し給へ、其爲すところを知らざるが故なり。
路加二三、三四

十一日

エホバは心のいたみ悲める者にちかく在して、たましひの悔頽れたるものをすくひたまふ。たゞしき者は患難おほし、されどエホバは皆其中より助けいだし給ふ。詩篇三四、一七

十二日

美しきイースター（復活日）の朝よ、此日主は我等に何を與へ給ひしか、限りなき喜悦、光輝ある不滅の希望、新しき光の輝き、敗北を通して勝ち得し其の心、死のかなたにて、とらへ得し生命、死の刺と陰府に勝ちし榮光、之等に向つて我等は滿ち充つる感謝を捧ぐ。

十三日

喜を人に頒たるゝ時其倍となり悲が人に分たるゝ時は半減する。

十四日

一滴の水が他の水を引き付ける事に由つて其量と力を増す様に、一人の祈が他の一人の祈と一つになる時大きな力となる。

十五日

主よ多くの家族と、國家と世界を憐みを以てみそなはし給へ。我等の足らざるを寛容し、日毎に一歩毎に善に進ませ給へ。今日の日が我等に齎らす事が幸福であつても、或は悲哀であつても、凡てを善良なる心と、満足と勇氣を以て味はせ給へ。

スチブンソン

十六日

人生の行路は長い様で過ぎて見れば實に短い、此短い旅路に何をするか、何を遺して行くかに由つて其旅行者の價値が定まるのだ。

十七日

靜かに立ちて、時を待つ事も奉仕の一つである。

十八日

平易な、樂な生活を與へ給へと祈るな、
困難の中にも強からしめ給へと祈れ。

私の力に應しき働きを與へ給へと祈るな、
私のなさんとする仕事に應しき力を與へ給へと祈れ。

フヰリプス、ブルクス

十九日

與へられた仕事が大きければ大きい丈其だけ其をなす喜びと満足は大きい、若し正しき、私なき祈心を以て之に當るならば。

スタンレー

廿日

我々の行くてに邪魔になる蔭は大抵は人が投げる蔭ではなく、自分自身の蔭である。

ヂニガー

廿一日

最も能く愛し得る人は最能く祈り得る人である、なぜなれば神は愛であるから。

テニソン

廿二日

活きる事は、神と人とを愛し、働く事であるけれども多くの人が働きもせず、愛しもせずして尚活きて居ると考へて居る。

タマス・モーア

廿三日

最も深い海底からも最も高い上空に達する道がある。

カーライル

廿四日

キリストと偕に在る時勇氣を得。キリストに離れる時忍耐を得。

バンダイク

廿五日

人の心を征服する物は鋭利なる武器にあらず、只愛と寛容である。

スピノザ

廿六日

人の途はおのれの目に悉く潔しと見ゆ、唯エホバ靈魂をはかりたまふ、なんぢの作爲をエホバに託せよ、さらば汝の謀るところ必ず成るべし。箴言十六、二―三

廿七日

信仰と祈に由つて活きる一人の婦は、趣味のみに由つて活きる十人の婦より強し。

廿八日

キリスト教は教理ではなく、生活である。完全なるキリスト者の生活の祕訣は祈である。

ケンアー

廿九日

祈は最も簡單なる意味に於て神と我々の靈魂の交りである。祈は言葉だと人は考へ易い、けれども、本當の祈は言葉はなくとも心を全く神の方に向け、神と一つとなることである。

ケーレー

卅日

祈を以て朝の戸を開け、祈を以て夕べの戸締りをする家は最も安全な家である。

卅一日

さらば此世にて再び逢ふことなくとも、汝我が爲に祈れ。祈の力は世の人の想像さへ及はぬ處である。さらば、夜となく晝となく、斷えざる泉の如く不斷祈れ、祈は此世を神に結ぶ金の帶である。

テニソン

「トーチベアラー」を讀みて（二）

ガントレット恒子

禁酒軍の先驅者

□禁酒軍の勇士ダイオ・ルイスの母

婦人矯風會の歴史の端緒は普通に一八七三年のオハヨー郡、ヒルスバラ町の禁酒軍とせられて居る。けれども其時より四十三年以前即ち一八三〇年に已にニユツヨーク郡オーバン市デレクター・ルイス夫人は自分の苦しい酒害の體驗から同志の婦人を語らつて、酒舗退治の運動を起して居つた事が、其息子、ダイオ・ルイス氏の手記の内に記るされて居る。此の自分の母の苦痛を委しく記して斯う書いて居る。

「私の家庭は本當に悲しい家庭であつた。」子供心にも母の苦勞を慮ひやると同時に酒の捕虜となつて、樂しかるべき家庭を破壞して居る父を恨めしく思つた。父は全く酒魔の手中に陥つて夫としても父としても、其任を果す事さへ忘れて居た。私の母は働いて、家族を支へる資を得る外に主婦として家庭の務を怠らなかつた。母は實に父であり、母であり、貴人であり、乳母であり、下女であつた。而も子供の數は五人であつた。邪慳な父、無理ばかり云ふ父と五人のいたいけな子供を抱へて奮闘した母の苦しみは一通りではなかつた。あまつさへ、父は母を打擲する事さへあつた。もう、精神も體も苦痛に堪へ切れなくなつた時母は私共子供の前をも憚らず聲を立てゝ泣いたのを度々見た。何と云ふ痛ましい事だらう。もう愈々耐へられなくなると母は重い〳〵足を引ずつて屋根裏へ上つて行つて其處で生ける人に訴へる樣に、もう、まとまつた言葉を連ねるには餘り苦痛が激しいと見えて、只「オー主よ〳〵助けて下さい」と繰返し云ふのが下へ聞えて來た。

一時もすると母の姿は再び私達の前に現らはれたが、其時には顏は涙でぬれて居ても、實に美しい、神々しい顏付になつて、神とまみへ、相語つた人の喜びと強さを、感じさせた。幼い子供心にも私は、祈の力を眞に味つた、どんなに家庭が暗くなつた時でも母は、密室の神との交りによつて、いつでも暗雲を打破る事が出來た」

此母に由つて育てあげられたルイス氏、此苦い經驗を持つルイス氏は長ずるに及んで、大演說家となつた時、いつも、「祈の力」を高調した。氏は特に「婦人の祈の力」と題して同じ演說を三百回もしたと云はれて居るが、いつも聽く者を感動させずには措かなかつた。オハヨー郡、ヒルスバラの禁酒軍も實に氏の熱誠と雄辯の聲として起つたのであつた。

幼少から母の祈の力を目擊して育つた氏は常に世の智者學者は頼むに足らず、爲政者や金力家の勢力援助に重きを措くは愚かなるわざである。先づ第一に本當に謙遜と誠心を以てエホバの神に信依し其指揮に從つて起つ者の足は終には必ず目的の地に運ばるゝものであると說いて居られた。

□手斧禁酒軍

次に起つた運動は「手斧禁酒軍」（ハチエット・クルセード）であつた。時は一八五九年の五月の或る朝であつた。ウキスコンシン郡、バラヴー町で一團の婦人が立つて、酒魔擊退運動を起した。此團體は其町でも、社交界、或は宗教界に於ても一流の位置を占めて居つた婦人達四十名ばかりより成つたもので、此婦人達は、ハートツエル夫人を陣頭に立たせ思ひ切つた仕事を始めた。もう通常の手段では手ぬるいと見切りを付けた時、婦人達は強くなつた、思ひつめた。女の力は強い其勢は烈しい、彼等は其まゝに幾十回か町の有力家に談判し、懇願して、町から酒舖を退けて貰ひ度と頼んだが皆無效であつた、日々酒害が其各々の家庭内に深く〳〵喰ひ込んで行き、愛する夫、兄弟、息子等が罪の生涯に迷ひ入りつゝあるのを見た女達は終に最後の手段に出でたのであつた。彼等は美しい大きな肩掛（其頃の流行）の下に各々納屋から持て來た手斧を忍ばせた。そして何くはぬ顏をして町へと步を運んだ、辛い經驗から家庭で學んだ戰略として彼等は四十名を二手に

分ち、一組が酒店の主人や番頭達を相手に熱心に談判して、彼等の注意を其處に集注させて居る事に努めて居る間に、他の一組は足音をしのばせて酒庫へと這入つた。一齊に隠し持つた手斧は、高く上げられたと思ふ間に、ビール樽、ウヰスケ樽は、打砕かれた。酒は、滿々として、戸外にまで流れ出した。之を見た戸外の群集は、歡聲を放つて、婦人達の成功を喜んだ。酒を飲んで其妻や娘を苦しめて居つた男達も、之の光景を見て、恥しさうに默つて居つた。或人は「これでは早晩女も選擧權を有つだらう」とさへ云つた。其晩町の教會で感激に滿ちた公會が開かれたが誰一人として此四十名の婦人の行爲を非難する者はなく、却つて酒舗撃退の請願書に多數の署名があつた。怒りに燃えた酒店の主人達は警察に訴へたが誰も此婦人達を逮捕に行かうと云ふ者がない、仕方なく彼等は十五哩を隔てた片田舍の警察へ行つて、やつと頼んで、拘引狀を書かせた。四十名の婦人達は捕へられて五百弗の罰金を拂はせられた上監獄に投ぜられた。處が日ならずして高潔な士として知られた其地方裁判所の判事は六週間の保釋を許して其期間後、判決を下すと申渡した。終に公判日が來た。公判廷は傍聽人で立錐の地もない程であつたが、判事は「被告の行爲は犯罪と認むる事は出來ない、無罪を宣告する」と申渡した。而して原告側の辯護士に、其判決の理由を此處で述べようかとの判事の公平な問に對して、辯護士は「其には及びません」と答へてあわたゞしく退廷したのであつた。斯うしてハチエットクルセードは凱歌を奏した。

□フレドニヤ禁酒軍

次に起つたのが一八七十三年の十二月十四日に、ニウヨーク郡フレドニヤ町のマクニール夫人に由つて指揮された二百○八人の婦人團であつて、彼等は大膽に酒舗を訪ねて、祈り語りつゝ目的の爲に奮鬪し、其結果として、其翌十五日にウーメンス・クリスチヤン・テンペランス・ユニオンの名稱の許に、禁酒運動を目的とする團體を組織した。是實に一八七四年十一月オハヨー郡クリブランドで合衆國ウーメンス・クリスチヤン・テンペランス・ユニオンが組織せらるゝに先き立つ事約一年であつた。

□ヒルスバラ禁酒軍

オハヨー郡、ヒルスバラの禁酒軍は殆ど上述のものと同時に起つたもので一八七三年の十二月廿三日即ち約十日の差であつた。こんな風に米國の各地に時と處を異にしても、其目指す處は同じである運動が、女らしき女母らしき母、貞淑温厚な婦人達に由つて始められたと云ふ事實は、如何に合衆國が酒の害になやまされたかを證明してあまりあるのではないだらうか。靜に矯風會の起源を考へて見る時、どうしても此團體は、平和を愛し、平和を主張し、平和の爲に活きんとする婦人の祈願の結晶であると信ぜすには居られないのである。一八三〇年以來幾回となく、斷片的に起つた母親の大浪は、滿ちては干き、干きては滿ちて居る間に、終に一八七四年の組織立つた一大勢力となつて國内に四十四年と云ふ長い年月、合衆國の到る處に働いた結果が即ち、一九一七年の米國禁酒法令となつて現れたのであるとすれば、祈の力、進取の力、團結の力、組織運動の力の偉大なる事を明示して餘りあるではないか。

一九二五年の昔ベツレヘムの野に天軍は、イエスの降誕を祝して「地には平和、人には惠」と唱へた、主の約束は必ず成就するものと確く信ずる私は屹度天の使の此歌が事實となつて、地上に現はれ、世界中に平和の運動は跡を絶ち、人類は清き、正しき、生活を營む事に由つて、眞に神の惠に預り、之を喜び味ふの日が來ると信じて疑はぬのである。然し其日を早からしむる者は私共の力にあるのである。我々同志の者が世界到る所により多くの同志の者を作り、長き清き白リボンの結の中に世界を包む時は、即ち主の聖國の建設された日となるのである。我々の責任は實に重いのであるが又樂しい務である。

基督教婦人矯風會の組織

一八七四年八月にニウヨーク郡のシヤタクワに全國日曜學校大會が開かれ、各郡より參加して來た婦人達の中には、禁酒軍に活動した婦人や同情者が數多あつた。其中の一人アラツン夫人と云ふのが、全國に散在して居る同志の者に檄を飛ばして、オハヨー郡のクリーブランドに、禁酒大會を開いて

はと發案した。相談は早速まとまつて、ウォリング夫人が委員長に、ミラー夫人が書記に擧げられ、此兩人の名で全國へ勸誘狀が送られた。終に一八七四年十一月一八、一九、二〇の三日間、クリーブランドで豫定の通り、矯風會第一回の大會が開かれ、其結果左の役員が選擧せられた。

會頭、ペンセルバニヤ郡のアニー・ウヰテンマイア夫人、通信書記、イリノイ郡のフランセス・ウヰラード女史、記錄書記、ニウヨーク郡のメリー・ジヤンソン夫人、會計、オハヨー郡のインガム夫人

云ふまでもなく發起人であつたブラウン夫人と通信書記のウヰラード女史が、

決議文

我等は、我等の主義貫徹の爲めには、剛膽必死の强敵と戰ふべきを期するが故に、平和の君なる主に信依し、辯論を以て辯論に、忍耐を以て、無理解にむくい、柔和を以て、嘲罵に對し、祈禱を以て困難危害と戰はん事を決議す。

との決議文を作り、アイオワ郡のフォスター夫人が會の憲法を編制したのであつた。

ウヰラード女史に由つて書かれた、宣言書、誓約文等は實に、合衆國に新に獨立の宣言をなさしめた觀があつた。清敎徒の血を其血管の内に盈らして居る彼の婦人達は、合衆國政府は、彼等と彼等の家庭を酒害より救ひ、之を保護するの責任ある事を主張して止まなかつた。無論、酒店の主人や從業者は、此婦人達の意のある所を了解し得よう筈がない、彼等は自分達の商賣の邪魔になる運動には極力反對し、凡ゆる罵詈嘲嘘を筆を以て、言語を以て矯風事業に携はる凡ての婦人の頭にあびせかけた。人間が幾千年も飲み馴れて來た物を、どうして止められるものか、特に政府の保護の許に營業して居る我々の商賣を、選擧權も金力もない婦人達の一群が何んとし得るものではないと、彼等は、たかをくゝつて居た。

けれども彼等は此夢から醒めねばならぬ時が來た。新運動である矯風會は、知識階級の多數の會員を有つて居つた。彼等は其爲す所は、社會の福祉であると信じ、「エホバは惡しき者の途を覆し給ふ」との聖句を憲法とし「神と家庭と、國家

の爲」を其標語として正々堂々と挑戰した。彼等の戰は家庭を愛し、國家を愛し「己れ人にせられんと欲する所を亦人にも其如くせん」とのキリストの誡を、實行せんが爲めの戰であつた。どうして、敵は其陣地から一歩々々退かずに居られよう。

世人は往々矯風會員は何の爲に、誓約するのかと問ふ、然し、彼等が若し、我宣言書を精讀するならば、必ず、其意味が了解出來るのである。

宣言書

一、我等は宇宙の主宰なる神を信ず、其法律は自然界に書かれ、又我等人類の良心に記さる此の律法に從ふ事は、自然界に於て美なるが如く、我等人類の世界に於ても眞理と恩寵と眞の自由を與ふるものなり。

二、我等は各人の生涯が其隣人の模範となることを信ず、故に他の德を傷はざらんが爲、惡習慣を捨つべし。

三、我等は神が人を己が像に造り、男子も女子も共に神の子たるを信ず、故に男女とも、其貞潔に於て同じ標準を保ち、同じ道德の基礎の上に立つべきを信ず、又其言論、義務、權利に於て同等たるべきを信ず。

四、我等は飮酒、喫煙、賭奕、阿片、公娼、私娼に對し絕對に反對す、又八時間の勞働時間を主張し、且つ國際間は平和の交渉に依つて萬事を議すべきことを信ず。

此信條のもとに結束する、團體が、凡ての會員に「玆に上帝の祐助に依り、すべて風俗に害あるものを禁じ禁酒禁煙の主義を遵奉し社會の改善を圖らんが爲に適當なる方法を盡さん事を誓約す」との誓約を要求することは當然の事と云はねばならぬ。

對議會廢娼運動の經過

■ 今年こそは是非とも必勝を期してと廓清會婦風會の委員は數回の協議會を重ねて接戰の陣容を整へ、松山代議士を先鋒に星島内ヶ崎横山の三代議士との協力をも得て、

何人ト雖新ニ娼妓ト爲リ、又ハ娼妓稼ノ爲ニスル貸座敷營業ヲ爲スコトヲ得ズ

との公娼制限法律案が六十餘名の贊成代議士の署名とともに二月十八日、我五十議會に提出され、先づ實際運動は議會に向つて開始されたのでありました。

二月廿四日、本會議に上程、松山氏は原案提出の理由を人道上よりは人權蹂躪、風教上よりは醜俗邪淫、衛生上よりは惡疾媒介なる事等熱誠こめて論述されましたが、之に對して片岡内務次官、吉良元夫氏等の質問及び反對意見があり、結局會議によらぬ自由問題として委員附托となり、九名の委員が選定されましたが、その選定の振合に誤が生じたので二月廿七日の委員會には遺憾ながら否決されて了ひました。委員は、

○山桝儀重氏(憲政)　中原德太郎氏(憲政)
○生方大吉氏(憲政)　中野寅氏　(憲政)　品川選出
○木暮正一氏(政友)　土屋興氏　(本黨)　大阪選出
○星島二郎氏(革新)　岡井民次郎氏(本黨)
島居哲氏　(政友)委員長。○印は贊成署名者
木暮氏ノ代リニ古川清氏

■ 三月五日　愈々本會議に上程、先づ島居委員長の簡單な經過報告あり、次いで片岡、三井兩政府委員等の「人道上よりは公娼は感心せぬ。然し衛生上、沿革上の廢止の困難あり」と反對意見あり、之に對して松山氏は委員會では否決されたた

が本會議で是非とも原案の採用を得たいと極力主張されましたが、中原徳太郎氏は、斯の如き問題は神聖なる議會席上で論ずべき性質のものでなしとの言葉を振出に私娼の跋扈を如何にするか、と各種の例を引いて反對演説あり、結局第二讀會の開否を無記名投票にて採決する事になり其の結果は残念にも否決の運命を擔はされたのであります。

然し此度の運動は決して漠然たる努力の失敗ではなく、問題は年また年と實地に近きつゝあるのであつて私共が前年の建議案提出に對して今年は新しく法律案として議會に提出し、昨年は委員會で否決、打ち切りとなつたに比して本年は更に進んで無記名投票にまで進み院内での状態もただに野卑顛劣な野次や揚足取でなく眞剣に此問題を考察されて多くの賛成署名者の殖えた事を感謝せねばならぬと思ひました。

■

大體に於て今年の運動は實際的方面に盡力を注いで着實に進みたいといふのが私共の方針でありましたので、表面的な宣傳をなるべく避けて聯合事務所を松宮氏の宅となし宮地友次郎氏を主事に委員は専心努力して幾回の會合と打合せ會を繰返し、或は風俗、衛生の調査に或は廃娼意見書の印刷に或は議會及び同志團體に賛成依頼の手紙、又は電報を打電するなど多方面に渡つて後援、活動を願ひました。主なる會合としては一月廿九日二月一日の二回に渡つて學生及び有志の打合せ會をなして實際方法に就いて種々の協議を終へて應援依頼し二月三日、丸の内鐵道協會にて同志代議士との協議會を開き越えて二月廿六、七日の兩日帝國ホテルにて、松山氏、星島氏を中心に相談會を開き此席上には京都から性病學者松浦有志太郎博士のお出京をお願して種々醫學上の御高説を承り、或は奨勵を受け城のぶ子氏の後援も得て本會議迄に必要な協議を遂げ三月三日丸ノ内中央亭にて廃娼同志大會を開催して五十餘名の同志の方々と對議會運動の報告及び今後の對策運動に就いて又は是非とも委員會での否決を本會議で挽回すべしと種々熟議を重ね、各賛成代議士への謝辭を小崎會頭が、輿論喚起のために新聞社への依頼として井深花子氏が述べられ、他に數多の方々の所感演説があつて散會致しました。

■

三月八日丸ビル精養軒に於て松山氏夫妻及び同勞者の慰安

會を開き松山氏は貫徹のためには一身を賭してもと、眞劍にして御熱誠な決意を示され、久布白幹事は廢娼に到る第一歩として、此後自由廢業の道を容易に開かれるやう努力せねばならぬ引續いて此の聯合運動の必要ある事等を諄々として述べられ種々前後策の熟議をなし席上には守屋幹事、島田夫人等の顏も見えて稀有な有意義なそして最後の集會は終つたのでありました。

私共は此度の運動に就いて感謝致したい事は松山代議士を始め同令夫人の終始非常な御心努であつた事を知り感謝させられました。又、伊藤氏夫妻、松宮氏夫妻の一家をあげて夜も晝も御助力、御努力あつた事を靜かに指折り數へて考へる時味方の強さを沁々感じました。島田夫人は勿體ないほど專心最初から私共を援けて殊に財務のために非常に御盡力下さいました又久布白幹事が多忙の間にも絕えず御働きになり、私共を鞭撻、奬勵力づけて、宮地氏が初めから終りまで或は發送に或は議會運動に熱心お働き下すつた事、其他廓淸會婦人矯風會の理事、役員の方々の或は直接、或は祈禱と文書とに、お盡力になり、全國公娼廢止期成同盟會の方々の御後援とを偲んで同志皆樣とともに重ねて感謝致したいと存じます。

（對議會廢娼運動委員　松浦ちさと）

調査部の開始

昨年の春、朝鮮から一通の手紙が來ました、彼地の牧師齋藤音作氏からでした、細かい〳〵手紙でした、そして廢娼運動に關し、是非科學的調査が必要と云ふ事を項目を擧げて力說したものでした。

調査は私も永い間の希望でした、然しこれは時と金とを要します、勿論頭も！、それで私は着手し得ずに居ました。然し、昨今廢娼問題は日一日と實現に近づいて來て居ます。戰ひは實戰となつて來ました。現に、この度の五十議會の委員會などでは反對側の委員は四人とも書物を揃へて出て居ると云ふ有樣です。もう猶豫は出來ません。僅かの金でもこの方に向け、一足からでも始めようといよ〳〵着手いたしました。先月號に二つの表が出て居ました。これを第一の手始めとして、最も信賴すべき材料を蒐め又、借り得しものを、誌上に掲載する譯です。今後毎月少しづつ掲載することゝ致します。風俗部調査部開始の御挨拶まで、皆樣よろしく願ひます。

N・O・K・

（二十三頁ヨリ）

市制及町村制改正ニ關スル建議案

市制及町村制改正ニ關スル建議

時代ノ趨勢ト我カ國現在ノ文化トニ鑑ミ市町村ノ公民權ヲ擴張シテ之ヲ婦人ニ及ホスハ最必要ナリト信ス殊ニ小兒ノ教育及地方改善ニ關スル諸事業竝社會政策ニ關スル幾多ノ公共事業ハ婦人ノ手ニ待ツモノ頗ル多シ且將來參政權ヲ婦人ニ及ホス階梯トシテ婦人ヲシテ政治的訓練ヲ爲サシムルハ最緊要ノ急務ナリ政府ハ速ニ市制及町村制ヲ改正シテ男子ト同一ノ條件ニ依リ婦人ニ公民權ヲ與ヘラレムコトヲ望ム

右建議ス

○高橋熊次郎君　只今上程ニナツテ居リマスル市制及町村制改正ニ關スル建議ニ對スル趣旨ヲ、是ヨリ辯明致シタイト思フノデアリマス、本問題ハ御承知置ノ如ク、婦人參政權ニ關係スル問題デアリマシテ、只今松本君或ハ内ケ崎博士ヨリ此問題ニ付テ十分論議ヲ盡サレタノデ有マス、其如何ナルモノデアルカ、或ハ大勢ハドウデアルカナドト云フ論議ハ、私ノ繰返ス必要ノ無イコト、思フノデアリマス、併ナガラ此問題ハ洵ニ重大ナ問題デアリマシテ、其ノ經濟上ノ意味ニ於テ、其政治上ノ意味ニ於テ、又婦人問題トシテハ法律上ノ問題ト致シマシテ、頗ル須要ナモノデアル、之ヲ消極化シ、或ハ不眞面目ニ論議スルト云フコトハ洵ニ政治家トシテ其當ヲ得ザルモノト私ハ心得テ居ル、御承知ノ通リ議會ハ輿論ノ府デアルノデアル、議會ヲ通ジナケレバ輿論ト云フモノハ成立タヌノデアル、而シテ婦人ハ此議會ニ議席ヲ持タナイ、即チ口ヲ持タナイノデアリマス、吾々男子ニ依ツテ之ヲ論議セラル、ヨリ、今ヤ何等ノ問題ハナイノデアル故ニ、吾々男子ハ其如何ナル地位ニアルカ、若イ者、老人ヲ論セズ、眞面目ニ此問題ヲ論議シナケレバナラヌト思フノデアリマス、此問題ハ捉ヘ來ル者ニ對シテ、徒ニ罵倒ヲ加ヘルガ如キハ、決シテ私ハ士君子ノ取ラザル所ナリト思フノデアリマス、此問題ハ法律ニ直接關係ノアル問題デアリマシテ、御參考ノ爲ニ關係條文ヲ朗讀致シタイト思フノデアリマス、暫御靜聽ヲ煩ハシマス、即チ是ハ市制ノ第九條竝ニ町村制ノ第七條ニ關係アル問題デアリマスガ、市制ト略々……市ト云フ文字ト町村ト云フ文字ガ異ツテ居ルダケデアリマスカラ、市制第九條ノ第一項ヲ朗讀シテ見タイト思フノデアリマス、即チ「市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス、但シ貧困ノ爲公私ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者、及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此限ニ在ラズ一、帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者二、獨立ノ生計ヲ營ム者、三、二年以來其ノ市住民タル者四、二年以來其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者」斯クアルノデアリマス、吾々ハ之ヲ改正致シテ婦人ニモ男子同樣ノ選擧權ヲ、即チ公民權ヲ附與シタイト云フ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、若シ出來得ベクンバ此獨立ノ生計ト云フ以上ニ、相當ノ教育アル者、或ハ此公民權ヲ有スル男子ノ配偶者ト云フヤウナ、必要ナ人々ニモ此公民權ヲ與ヘラレタイト思フノデアリマシテ、少クトモ私ハ現行法ヲ定メテアル所ノ男子ト同等タル公民權ヲ之ニ附與シタイト云フノガ其骨子デアリマス、前演説者ト重複スルノ嫌モアリマセウケレドモ、私ハ多少此問題ニ付テ論議ヲ致シタイト思フノデアリマス、我ガ國民ノ――先程松本君ノ言ハレタル通リ半數ヲ占ムル婦人デアル、此婦人ヲ將來ドウ取扱フカト云フコトハ、此特殊ノ家族制

度ニ依ツテ培ハレタ我國ノ婦人ノ社會的地位、殊ニ其法律、政治上ニ於ケル苛酷ナル待遇、之ヲ現狀ノ儘ニ放置スルコトガ哲學的、道德的論議ハ姑ク措キマス、是ハ松本君ニ盡サレテ居ル、實際問題トシテ我ガ國運ノ伸張ニ對シテ策ノ得タルモノデアルカドウカ、是ハ社會問題ト致シマシテモ政治問題ト致シマシテモ、先程申上ゲル通リ十分愼重ニ審議シナケレバナラヌト思フノデアリマス、固ヨリ經濟上ハ私權上ニ於ケル所ノ性別待偶ノ撤廢デアルトカ、或ハ男女間ノ機會均等デアルト云フヤウナ問題ハ、私ハ此所ニ論ジナイノデアリマス、即チ普通選擧權カ輿論トナッテ衆議院ヲ通過シテ將ニ實施ノ域ニ達セントスル今日ニ於テ、性ノ異ナルト云フダケノ故ヲ以テ、女子ノ前ニ參政權ハ全部門戶ガ閉サレテアルト云フヤウナコトハ、此際ドウデアルカ、是非共之ヲ打開致シマシテ、此方面ニ向フベキ機ヲ茲ニ與ヘタイト云フノデアリマス、デ世ノ因襲ニ捉ハレテ、唯々深窓ニ立籠ッテ男子ノ寄生物、之ガ婦人ノ本能デアルナドト思ッテ居ルヤウナ婦人ハ兎モ角ト致シマシテ、現代ニ於テ目覺メタル婦人ハ、ソレ〳〵此問題ニ對シテ要求サレテ居ル、熱心ナル運動モナサレテ居ルノデアリマス、併シ中ニハ不眞面目ナル遊戲氣分デ此問題ヲ唱ヘテ居ル人モアリマセウ、先程本黨ノ諸君カラ論セラレタヤウナ人モアル、是ハ、其間寄生物ヲ減殺セシムルモノデハナイノデアリマス、勿論吾々ハ一部ノ都會ノ人士ノ、有閑階級、有產階級ノ婦人ナドハ何等生產的仕事ヲ從サズシテ、消費ノミ是レ事トシ、其消費モドウナイ點ニモ付カナイヤウナ奢侈品ナドヲ用ヰテ、自分ノ手廻リノ仕事サヘ人手ヲ煩シテ子女ノ育成ト云フモノハ婦人ノ最大任務デアルニ拘ラズ、コンナ事サヘモ自分デ顧ミナイト云フヤウナ婦人モアルノデアリマス、是等ノ婦人ト云フ者ハ、吾々ハ毫モ同情ノ値打ガナイ、寧ロ國家ノ害物デアル、斯ウ云フ者ハ即チ國家ニ、或ハ社會ニ寄生スル一人ノ寄生動物デアルト吾吾ハ考ヘテ居ルノデアリマス、私ハ男子ノ生血ヲ吸ッテ居ッテ生キテ居ル所ノ魔物デアルトモ申サレヤウカト考ヘテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ婦人ガ集ッテ男女同權デアルトカ、或ハ機會均等ト云フヤウナ事ヲ申スナラバ、吾々ハ毫モ之ヲ顧ミル必要ハナカラウト思フノデアリマス、併ナガラ斯カル婦人バカリガ都會ニハ居ラヌ、而シテ一タビ諸君ハ眼ヲ轉ジテ農村ヲ御覽ナサイ、農村ノ婦人ハドンナニ活動シテ居ルカ、農村ノ婦人ハ何等其勞力ニ於テ決シテ男子ト異ナル所ハ無イノデアリマス、是ハ決シテ東京ナドニ有ル所ノ有閑階級ノ者デ、着物ノ着狂ヒヲシテ其据ガ切レルトイフヤウナコトモ困ラナイヤウナ、自動車バカリ飛バシテ他ノ人ヲ羨マシタリ、困ラシタリスルト云フヤウナコトハヤッテ居ラヌ、此國ハ雪ノ國デアル、隨テ「モンペイ」ト云フ袴ニ似タヤウナモノヲ穿キマシテ、朝カラ晩マデ家デ稼イデ、男子ト同ジク山稼モ致シマス、畑ニモ出ルコトハ無論デアリマス、其ノ間ニ家事ノ整理モスル、病人ノ世話モスルノデアリマス、近頃東京邊カラブラ〳〵ト青年トカ少女トカヾ肺病患者ニナッテ歸ッテ來ルノデアリマス、斯ウ云フ者ヲ能ク面倒見テ居ルノデアリマス、醫者ハ少イシ藥屋ハ遠イト云フ、此間ノ農村婦人ノ苦心ト云モノハ頗ル慘憺タルモノガアルノデアリマス、併ナガラ斯ンナ間ニ農村婦女ハ何ヲシテ居ルカ、諸君ハ御承知ノ通リ日本輸出ノ大宗タルモノハ生糸デアル、生糸ノ本タル養蠶業ハ誰ノ手ニ依ッテ營マレテ居ルカト云フコトヲ諸君考ヘテ御覽ナサイ、是ハ農村婦人ヲ中樞トシテ營ンデ居ル、農村婦人デナケレバ養蠶業ハ到底行ハレ得ナイト云フコトヲ私ハ斷言シテ憚ラヌノデアリマス、其他ニ於テモ纖維工業――

貴族サンアタリノ御關係ニナツテ居ル纖維工業ノ如キモ、工女ト云フモノヲ取去ツタナラバ何物ガ出來ルカト云フコトヲ言ヒタイノデアリマス、斯ウ云フヤウナ人ニ、其他ノ職業婦人ト云フヤウナモノモアル、交通機關ノ電話、或ハ小學校カラ女教員ヲ取去ツタナラバ、教育ハドウナルカト云フコトヲ考ヘマシタナラバ、此婦人ヲ現狀ノ儘ニ置クト云フコトハ、是ハ國家トシテ大イニ考ヘナケレバナラヌト云フコトハ誰人モ分ツテ居ル、眞面目ナ問題デアル（拍手）、併ナガラ物ニハ順序モアリマセウ、又哲學上ノ議論ヤ人道論ト云フヤウナ道德論ノミデ、之ヲ直グ樣從ヘテ之ヲ規範トシテ法律ノ改廢ヲスルト云フコトハ、吾々モ直ニ同意出來ヌノデアリマス、併ナガラ既ニ農村ニ於テハ此ノ婦人ノ努力、婦人ノ力ト云フモノヲ信認致シマシテ、之ニ農會ニ參與スル權利ヲ與ヘタデヤアリマセヌカ、農會員トシテ、農會役員トシテ、男子ト婦人トハ毫モ差別ハ今日無イノデアリマス、ソレハ十一年三月四十五議會ニ現ハレテ諸君ガ協贊サレタノデアツテ、諸君ノ御記憶ニ新タナル所デアリマス、農村農政ニ於テ婦人ガ參政權ヲ持ツタ、農村ニ於ケル問題ハ何デアリマセウ、教育問題デアリマセウ、衛生問題デセウ、大ナルモノト云フモノハ土木ナドモアリマスケレドモ併ナガラ是等ノ問題ハ男子ノ手ヨリハ多クハ婦人ノ交渉アル問題デアル、農政ニ參與セシメタル所ノ我國ガ教育ヤ衛生ノ問題ニ女子ヲ煩ハシテイカヌト云フ道理ガ何處ニアリマスカ、是ニ於テ吾々ハ先ヅ町村制ヲ改正致シマシテ、而シテ茲ニ婦人ニ公民權ヲ與ヘ、地方自治體ニ參與致サシメ而シテハ一ヘ以テ有閑階級アタリノブラ〳〵シテ居ル婦人ヲ自覺セシメ、其餘ツタル努力、或ハ餘ツタル女力ヲ社會公共事業ノ爲メニ使ハセル、自分ノ子ハ可愛ノデアル、其人々モ人手ニハ委セルケレドモ其之ヲ用テラレル所ノ其土地ノ爲ニ又自分ノ住ンデ居ル此土地ノ爲ニ大ニ力ヲ致サセル事ハ所謂禍ヲ轉ジテ福ト爲サシムル方法デアルダラウト斯ウ考ヘルノデアリマス、延テ何時カハ松本君ノ高唱サレルガ如ク、本院ノ諸君ノ言ハルヽ如ク、多少意味ハ違ヒマスガ、併ナガラ斯ウ云フ問題ハ早晩解決セラレナケレバナラヌ、ソレノ準備ガ要ルノデアル、先ヅ此地方自治體ニ於テソレ〳〵政治的訓練ヲ爲サシメ、之ヲ經テハ參政權ヲ得セシムル階梯ト致スト云フコトハ、洵ニ當然ノ事ダラウト私ハ考ヘルノデアリマス（拍手）、此故ニ市制並ニ町村制ノ改正ヲ致シマシテ、婦人地方自治體ニ於ケル公務ニ參與セシムル、部ヲ公民權ヲ有セシメタイト云フノガ本案ノ大體ノ趣旨デアリマス、其詳細ニ至リマシテハ委員會ニ於テ十分ニ陳述ヲ致シタイト思フノデアリマス、ドウカ諸君ニ於カレマシテソレ〳〵御審議ノ上御協贊アランコトヲ偏ニ冀フ次第デアリマス（拍手）

〰〰〰〰〰〰〰〰

我等の部會

高知部會の活動

横川　豐野

昨年六月城先生の御出になりました時 先生の御蔭樣で同時に二の支部が 安産しました。一は須崎支部で西海岸に一は高西支部で東の海岸にであります。とう／＼田岡兩支部の親であつた高知部會が出現したのです。

六月十七日より四日間各地にて 城先生の講演會

七月一日禁酒聯盟の無酒デービラ配布、九月一日震災記念日に無酒デービラ配布、十月會員倍加運動　十一月二十九日より九日間キリスト教聯盟教化運動講演會。大正十四年二月議會請願運動調印一月三十一日より林副會頭の講演會四日間各地にて。禁酒ポスター及繪葉書販賣。

基督教婦人矯風會第十一回九州部會報告

大正十三年十一月十八、十九兩日福岡にて開催

鹿兒島に開かるべかりし本年の九州部會は同支部の都合にて開催出來ずとの事につき福岡支部之に代り先づ本部より林副會頭の來會を請ひ諸般の準備をなす。折しも時を同うして全國禁酒教化運動の此地に催さるゝあり。久布白幹事も同運動に參加せらると聞き此部會に援助を願ふ、縣の高等警察課よりは協議會當日長時間臨席一場の挨拶を述べらる。加之熱心なる地方代員諸姉の來會を得て幸に大過なく終始するを得たるは福岡支部一同の深く感謝する所なり。

講演會　十八日午後三時女子高等小學校に於て市内各學校の女學生に對し講演會を開く久布白落實子夫人は「若き婦人に訴ふ」と題し林歌子女史は「我儕の理想を」と題して六百の會衆に多大の感動を與へられ頗る盛會なりき。

晩餐會　福岡支部役員及會員有志は講師及代員諸姉を招き知事夫人(缺席)を初め二三同情者を來賓として打とけたる晩餐を共にす。

歡迎會　午後七時福岡支部長荒川夫人司會讃美祈禱を共にし司會者の挨拶、藤川夫人、牛島部會長の歡迎の辭、代員代表渡邊久留米支部長の謝辭あり。林講師は挨拶をかねて關東の震災によりて矯風會は大活動をなし初めたる事、その時成立したる東京聯合婦人會は今や政治、社會、勞働、授産、教育の五つの部を設けて氣持よき働きが行はれつゝある有樣を溢るゝばかりの温顏をもて興味深く打語らる時正に九時林女史の祈禱によりて閉會す。

此日メソヂスト女教師ミスピートとミスワイズは柴田知事夫人兩講師及數名の會員を招きて茶菓を饗せらる。林、久布白兩講師は兩女教師の好意によりその寓居に宿泊せらる。

準備祈禱會　十九日午前九時八幡支部代員濱邊姉司會讃美合唱の後以弗所書第四章の初を朗讀せられ司會者を初め數名の姉妹方相續いて祈禱を捧げらる。

開會式　九時五十五分荒川支部長司會のもとに禮拜をなし牛島部會長開會の辭を述べらる曰く近頃矯風事業は六ケ敷との聲を頻に聞く、されどそは活動の名稱が公娼全廢とか參政權運動とか禁酒運動などむづかしさうに聞ゆる爲にて婦人が家庭より酒を排する事、子供が惡い所に行かぬ樣努力する事、更に教會側より云へば、矯風事業は傳道と一緒になすべきものにて之立派なる矯風事業なりと。

會の宣言朗讀、　講師獎勵　林歌子女史

今は世の中がむづかしくなり、今迄は叫ぶのみなりしが今や眞に實行の時代となる、各地に聯合婦人會が出來て相提携して働く機運

なる而して鮮名なる旗色を示して針路をさづくるは我婦風會の任務なり、かゝる秋に際し社會廓清の爲め有らん限りの力を盡さゞるべからずと實に一時間に亘り熱誠をこめて奨勵せらる。

廓清會福岡支部を代表して下瀬牧師、福岡教役者會を代表して値賀牧師鄭重なる歡迎の辭を述べられ十一時五十分福岡支部大島夫人の祈禱を以て閉會。

協議會　午後一時牛島部會長座長席に就て讃美祈禱を以て開會す。會場書記に和田邦子、大島春野子の兩名を擧ぐ左記代員の點呼あり。

八幡支部喜多恒子、岩佐かう子、西村のと子、林ます子、久留米支部渡邊正能子、鈴木はや子、隈丸いれ子、大牟田支部河野せい子、山崎みゆき子、大城うた子、栗原さかえ子、福岡支部荒川千代子、下瀬長子、岡部しげ子、川島松千代子、中村さの子、福田きく子、前田つれ子の十八名。

書記　前年度記錄朗讀一二質問の上承任。

大牟田、久留米、八幡、福岡、若松、別府、鹿兒島の七支部報告の後議事に移る。

一、本部に年一回九州各支部巡回講師派遣請求の件

但其費用は九州部會にて負擔の事（福岡提出）

可決　本部への交渉は部會長承諾

但其費用は凡そ一支部十五圓平均支出の事

二、部會長は年一回以上部内各支部を巡回する事

但其費用は前項に同じ（福岡提出）

可決　但費用は各支部を一順する二等旅費を各支部平均に負擔する事

三、部會事務の庶務一名選出の件（福岡提出）

部會長所在支部より選出の事として可決

四、來年度部會開催地選定

部會長に一任する事に可決

五、會の充實のために殊に新入會員の興味をつなぐ爲に例會は如何にすべきか、なるべく具體的方法を承りたし（鹿兒島提出）

林講師は常に名簿を整理し各自の動靜を明かに知悉し互に同情するは會員を非常に溫むるものなる事誕生日献金を其費用に充つる事、會員を悉く其人に救し適したる部に屬せしめ、例會は何月は何部の働として集合を開くといふ工合にプログラムを作る事等を敎へらる。又轉住者ある時は新住所附近の支部へ責任を以て送り届くる事若附近に支部なき時は在來の支部に於て他出會員として交通を怠らざる事との議も受入れらる

六、婦風會員活動の方針如何（福岡提出）

此時前日來佐賀の敎化運動に赴かれし久布白夫人歸來、今年我會の活動せんとする方針を語らる

(1)未成年禁酒敎育運動―廿年間に丸切り新しき人々を作る事を得る實に我國の運命を支配するもの―全國人口の三分の一を占むる一才より二十才迄の國民に對し敎育運動をなす事

(2)公娼全廢運動　（イ）五錢袋運動を徹底せしむる事　（ロ）公娼全廢の前提として各府縣の地方長官と內務大臣とに「藝娼妓新規登錄不許可」を出願する事。因に午前林講師奨勵の中にも此問題を九州部會の決議として提出せられん事を望むと力說せられたり

(3)婦人參政權運動―一家の事（財政、衣食住、敎育、衞生、娛樂等）は主婦の責任にあり市町村（其行政は同じく財政、衣食住、敎育、衞生、娛樂を司る）の權利義務に對し半分の責任を婦人が持つに何の不思議がある、どうしてもこゝ迄到達せざれば家庭を完成する事も我儕の社

會の平和、禁酒、純潔を保つ事ら三百五十萬の職業婦人が自己の權利を保護する事も出來ぬ、東京のあらゆる婦人團體は此問題の眞面目に研究し「婦人參政權獲得期成運動」なるもの組織されつゝあり、婦人の仕事が片はしから合理的になり來れる今、特に矯風會員及教會の婦人方に希ふ「救は他より起らんされど汝及汝の父の家は滅ぼさるべし」といふ時の來らぬ樣立ち上つて頂きたい、互に助けあひて大方針に一致する豐かなる心が動かざれば、と力ある勸告をなされたり

七、矯風會と教會婦人會との聯絡をはかる具體的方法に就て（福岡提出）

大體第五の議題と同時に說明せられたるがなほ諸姉妹の經驗として各教會より出したる委員に事務を委れる事、牧師殊にあまり共鳴されぬ牧師、先覺者を訪問して意見を承るは自他共に益する所尠少ならざる事、婦人會員は矯風會の有力なる會員でありたき事等

五時四十分　四百六十二番を歌ひ祈禱を以て閉會西に東に懐しき袂をわかつ。

（部會長改選）　二年間の任期滿ちたるにつき投票の結果福岡支部の 和田邦子當選久布白隣師は前部會長に對する謝辭新部會長への希望等述べられ牛島和田當新部會長の挨拶あり。

新部會長住所．福岡市下警固櫻ヶ峰

大正十四年一月

會場書記　和田　邦子
大島春野子

活動

大阪支部

大阪婦人ホーム日曜學校開始

聖上陛下銀婚式記念として、昨年御慶事記念事業として設置せし小公園を利用し、二月十五日午後二時より日曜學校を開校す。

川口教會日曜學校諸氏の御盡力により附近より集り來りし兒童男女合して五十餘名、林校長の訓話、野口教師のお話、讃美歌の練習等あり、美しきカードを與へ、三新聞社より來りて寫眞を撮影なし、一同嬉々として來らん日曜日にも又來らん事を約して歸宅す一少女（六歲）の如きは父親の附添ひ何彼と子供に注意を與ふる熱心さは、一同の大なる滿足なりき。

校長には林支部長を擧げ、副校長、書記、會計、音樂係、カード保管係、歡迎委員等皆婦人ホームにある人々を以つて選び、教師には川口教會日曜學校の先生三名の來援あり、それ〳〵先生の補佐し婦人ホームにあるものを充て、全員こぞつて其職にあたり、追つては母姉會も開らきて、聖國建設の端緒を造らん計畫あり。

日曜學校の上を集り來る兒童の上を祈りつつ筆ををさむ。

藝西支部

高知支部横川豐野女史島村藤江女史の兩愛姉の御熱心なる御斡旋の結果副會頭林歌子先生をこの片田舍まで御足勞煩はし、先生の御高說を伺ふを得ましたのは、これ一重に神の御惠みと兩愛姉の御力による事と深く感謝いたして居ります。

二月三日の夜安藝郡の馬上村尋常小學校に於きまして地方婦人會と合同にて開催いたしました。集まる男女三百餘人、若きも及ばぬ先生の御音聲、御熱誠のあふれたる御講話、日本の現在を說かれ、將來國民のなすべき事改善を要する點をことごとく擧げられましたので一同大に薫陶いたし、大いに感謝いたしましことに有益な惠まれた會合でありました。

芝支部

二月十九日午後二時から 井深花子姉の御宅で久々に芝支部會を開きました。 來會者は伊藤とみ子、松宮しん子、遠山園子、 木村恭子、佐原操、 草間よし江、 井深花子、 根本德子の諸姉、 木村恭子夫人を新會員として 支部會へ御迎へした事を本當に嬉しく 思ひます。 井深姉の司會の下に開會。

牛込支部の松宮しん子姉の 廢娼問題に關する對議會運動に就いて非常に有益な 又感銘深い御話を承りました。 同問題につき松山星島の代議士諸氏松宮姉御自身の猛烈な 御奮闘振りを親しく承つた事は私たちの強い 刺戟となり一層婦人會員たるもの丶 使會が痛感されました。 同時に志を同うし私共を代表して奮闘を續けられるこれ等の方々の上に 彌力強い神の御力が加はるやうにと切に 祈られました。最後に草間姉の祈禱があり、 金澤大會へ行くべき代員の事等御相談して、 暫時懇談の後閉會しました。

芝支部書記　佐原　操

富岡支部

大正十二年十月廿五日炭谷姉方にて 基督教婦人會を開き、 德島支部長岩瀬喜子夫人を招待し日本に於ける婦風會の發達と必要と 現狀を詳述せられ、 會衆一同非常に感激せり。 其時臨席の吉本牧師は神を中心とし愛と謙遜を以て一致親睦すべき様奬勵せられ、 尙吉本夫人の修養に付て感話あり。 盛會にて信者未信者合して貳十餘名此學ありしより 姉妹の信仰熱烈を加へ、 急遽富岡にも婦風會支部を設置する事となり、 會員を募集せし處十二名の賛成者を得たるにより岩瀬德島支部長の 紹介にて婦風會法律部長たる城のぶ子女史の 來德を好機とし同女史の御來場を願ひ、 十一月五日午後二時富岡内町炭谷方二階に於て 富岡支部發會式を擧げ城女史を始め 岩瀬德島支部長中島德島支部會計及び 渡町長德島毎日新聞記者の臨席を得座長吉本牧師夫人の 司會の下に開會し左記の役員選擧を行へり 支部長内藤直江同副支部長炭谷三好　書記岡澤小滿　會計吉本チツ、 渡町長、 吉吉新聞記者城女史岩瀬德島支部長等の祝辭あり、 支部長の答辭を以て一同撮影後盛會裡に散會せり。

續いて同日午後七時半より 富坂座に於て講演會を開催せり。 聽衆約千名。

十一月廿三日工學博士佐藤定吉氏の 講演會を開く。 十二月十日より東京に開かれたる臨時大會に炭谷三好姉出席。

十三年一月廿六日攝政宮御成婚記念に、 禁酒宣傳の大運動をなせり。 二月七日内藤氏方にて會計報告會。 三月六日は岡澤氏方にて支部會、 十三年度の活動方針を協議す。 三月廿一日、 岡山の大會に出席の炭谷内藤兩姉のため祈禱會。 四月十日大會報告會。 五月五日内藤支部長送別會。 八月廿三日城のぶ子女史講演會。 來會者五百。

會員姓名

吉本　チツ　　敎賀　喜代　　岡澤　小滿
坂東コアサ　　岡澤　スガ　　戸田　ミチ
板谷　信子　　炭谷　三好　　田中　不二
池田　大人　　田中　クニ　　藤田マサノ
田中　キサ　　松本　京子

甲府支部

昨十三年十一月甲府禁酒軍を組織して、 一月元日に禁酒軍人は別記のビラを撒きました。 四月の花見時には、 禁酒會、 婦風會、 禁酒軍の三つの團體が、 大々的に禁酒宣傳をいたします。

盛岡支部

二月十九日午後担公會に於て、 佐藤支部長

司會の許に例會を開き財務に關する件、大會代員の件、會員倍加の件及大會に提出すべき議題に關して相談をなせり。出席者廿一名。

高知支部

書記　横川豐野

昨年十月會員倍加運動の厚本部より達するや直に總會を開き全會員必ず一名の新會員を募る事との標語の下に活動を始め今日迄理解ある有望なる八十名の新會員を與へられた事は感謝に堪へず對新會員を得る爲に努力する覺悟なり。

十月三十一日天長節日は例年の通り貧民施療所（支部經營）のため花の日會及び賣店を女學校バザーに出し相當の賣上げありたり。

十一月には貧民施療所補助費請願提出の爲知事内務部長縣會議員等を訪問し大に運動をなし遂に縣衛地方課より縣會に提出議員の賛成を得、猶同月十三、四、五三日間活動寫眞開催一般の同情を得四百餘圓の施療資金を得たり須崎新支部を島村姉及横川訪問し相談會を開き將來の發展策及び會員相互の親交を温め有志及同情者を訪問し支部後援を依頼す。

叔父さんお酒と煙草を廢めて下さい

◆お身體のために

◆御家庭のために

◆お子孫のために

◆御國のために

◆勤儉のために

酒と煙草は人の身體に大毒です。之を廢めた叔父さんの健康は鬼に金棒で能率も増進します。酒は家庭の平和を破る惡魔です。酒と縁を切つた御家庭は最も幸福で眞のニコニコ家庭です。酒と煙草の害毒は永く子孫に遺傳します。此遺傳なき子孫ならでは眞の健康は得られません。善良なる次代國民を作る事と、自己の職業に勵むとは御國に對する最善の御奉公であります。十二億の酒代と三億の煙草代之を節約して健康と國富の増進を圖る是ぞ國民刻下の急務です。

叔父さんお酒と煙草を節して下さい。

甲府禁酒會　　甲府少年禁酒軍　　婦人矯風會

林歌子先生御來縣

一月三十一日午後一時より土佐教會記念館に於ける新會員歡迎會及び親睦會に御臨席の爲め林先生五年振にて御來縣あり先生獨特の御熱心と愛を以て一同に矯風會の使命と我國の現状に就き御奬勵あり新會員も矯風會に對する理解を明にし歡喜に滿たされたり自己紹介及び福引の餘興に半日の樂しき集會を感謝す。出席者四十名。

當夜は學生ホーム生徒に奮闘努力の偉人を

ンコルン及クラブ店主中山太陽堂主人に就て語られ元氣なる青年等の幸福なるホーム生活を見て御自分も若返られし心地すと語らる。

二月一日朝學生ホームにて禮拜をなす先生の過去の苦戰に就て語られ若き魂に非常なる希望と覺悟を與へらる。午後より有志と共に田岡前支部長の墓參をなし先生の眞情よりの祈に一同涙を新にし姉の靈も我支部の生の母たる先生の御來縣と支部の現狀に必ず慰めされしならんを思ひ萬感胸に迫るを覺えたり。

同日島村姉と共に先生は須崎支部會に向はる。

二月二日高知市公會堂に於て午後七時より「國民の理想」と題して林先生の講演會を開く聽衆八百近來稀に見る盛會にて殊に知識階級の人多く先生の我國現狀に就ての赤誠よりの國民の自覺に說き及ぼす熱心に動かされ即座に五人の入會者あり中に山内男爵夫人も御入會下されしは感謝に堪へず禁酒ポスターは忽ち賣切れの盛況なりき。三日は縣立女學校に於て一千名の女學生に對し午前八時半より講堂に於て「女學生に告ぐ」と題して之より社會に出づる女學生の爲に最適切なる講演をなされ非常なる感動を與へられたり。同日午後より知事夫人内務部長夫人警察部長夫人の新會員及び知事市長其他の支部後援者を訪問せられ殊に佐藤咲子夫人を訪問して御熱心なる後援を謝せられたり。直に同夜午後七時より小學校に開かるゝ講演會のため藝西支部會の上に向ふ横川随行す。風寒き遠路をもかまはず四百餘の質朴なる聽衆は連日新聞紙上に評高き先生の御話を聽かん爲に集まり一同先生の御熱誠に感動して非常に喜び最可笑かりしは林先生の如き有名なる方はとても此小村には來るまじ多分ニセ者の來るならんとさへ話し居りしが本物の先生來れりとて會員は元より一般の滿足此上なかりしも嬉しかりき。閉會後會員のみ集り種々將來發展策に就き語れり實に健なる支部員を見て先生は非常に喜ばれたり

四日香美郡三島村婦人會長より是非にとの願に因り（會長は島村姉令妹）婦人會總會に出席のため三島村小學校に行き婦人の自覺と我國の現狀より禁酒禁煙に就き熱心に語らる。たま〳〵先生を乘せたる車夫先生のお話に感動し即座に禁酒を誓ひしも嬉しかりき。

先生今回の御來縣により一般に矯風會を理解せしめまた縣民に我國情に對して自覺を與へ得しことを信じて感謝に堪へず。

資料

自明治四十三年至大正十二年

年號	全國人口	受檢壯丁數	娼妓數	花柳病者數	千分比
明治四十三年	六七、〇二七、四五二	四二五、〇〇二	四七、五四一	一一、七九〇	二七、一〇
明治四十四年	六八、七五二、三二一	四二二、六五八	四八、七六九	一〇、四二〇	二五、二五
大正元年	七〇、三〇四、九〇七	四六八、九五五	四八、四二三	一一、五六七	二五、二〇
大正二年	七一、七九七、七六六	四五二、一五二	五〇、四一〇	一三、三六三	二七、二八
大正三年	七三、〇七二、五四一	四七五、七四二	四二、九七二	一三、六四〇	二六、五七
大正四年	七四、三三一、一九七	四八六、九五〇	五二、一三三	一三、二八七	二五、三二
大正五年	七五、二九七、七七八	四八八、三三三	五一、〇一九	一一、三二五	二三、一九
大正六年	七六、三五一、一二五	四九七、一六八	四八、九二〇	一三、三二八	二四、八〇
大正七年	七六、八〇〇、二六八	五一三、七五一	四八、〇五九	一二、四八四	二三、三五
大正八年	七七、四七三、五四八	四九六、三〇四	四八、五二七	一〇、九二五	二二、〇三
大正九年	七八、三一八、三三三	五三〇、五二六	五〇、〇二七	一一、六〇五	二一、八七
大正十年	七九、三〇六、二七一	五六五、九一三	四八、二九七	一〇、五九四	一八、七二
大正十一年	五七、六五五、八〇〇	五六五、三一七	四九、九五六	九、八七一	一七、四六
大正十二年	五八、四八一、五〇〇	五六一、一八六	五〇、四七一	八、五四八	一五、三三

娼妓數は内務省の調べ壯丁數及花柳病患者數は陸軍省の調査による。

The 34th National Convention takes place at Kanazawa from April 7-9, The program is as follows.

TUESDAY 7TH

9-12 Opening Exercises.
President's Address.
Memorial Service.
2- 4 Welcome Meeting,
Discussion on Prohibition.
7- 9 Reception.

WEDNESDAY 8TH

9-12 Reports.
Discussion on Prostitution.
2- 4 Treasurer's Report.
Appropriations for the Coming Year.
7- 9 Public Meeting.
Distribution of Rewards.

THURSDAY 9TH

9-12 Election of Officers.
Discussion on Woman Suffrage.
2- 4 Discussion on Peace.
Closing Exercises.
7- 9 Conference of Department Secretaries.

At the last meeting of the foreign auxiliary of the W.C.T.U. a committee was appointed to interview Mr. Morinaga on the manufacture of "Whisky Bonbons."

Another committee was appointed to interview the "Japan Advertiser" on the publication of the Monday supplement.

Woman's Day at the Diet has been postponed to April 10th.

編輯室から

◇春がまゐりました。恵まれた櫻の國は、香ぐはしい微風に包まれてゐます。

うららかな春の日を金澤に、大會へとつどふ我等同志の心は、再び希望と信仰に滿たされて目的に向つて進みます。

自縛の繩を斷ち切つて、廣大な自由の天地に生きる力！ それは魂に燃ゆる自由の精神であり、高鳴る向上の欲求であります。婦人問題の解決は、婦人自身の欲求と努力の程度に比例して早められるでせう。

◇シベリヤ鐵道が間もなく復舊しようとしてゐます。極東アジアから六千哩の原野を縫うて西歐に達する大鐵道！ それは東西の心をつなぐえにしであります。知識は汎く世界に求め、友誼は廣く世界に結ぶ、それは新時代の青年の意氣でなければならぬ。

◇五月號には婦人參政運動の結果や金澤の大會の報告や、去る一月上旬――ワシントン市に開かれた婦人平和大會のことなど御知らせすることが出來ませう。どうかお待ち下さい。

◇春の海、春の山、見渡す春の天地は若々しい。執筆者諸氏と讀者諸氏の御健在を祈ります。（エス・エム）

消息

◇矢島楫子女史　來る四月廿四日は、第九十三回目の御誕生日であります。健かに、靜かに、さうして力強い先生の日常生活は一面又諧謔と愛情にいろどられてゐます。此の日は海外でもジヤパニース・デーとして守られます。東京部會は當日總會を開いて御誕生を祝ふと共に會員の親睦を計り、大會の報告會をもすることになつて居ります。

◇長谷川きた子女史　外遊中であつた同氏は去る三月十七日無事歸朝されました。

◇星島二郎氏　公娼制度制限のため松山代議士と共に熱心に御盡力下さる同氏は、過日惡病にかゝられましたが、然し幸ひ快方に向はれました。

◇徳富蘇峰氏　此度新著「國民小訓」を公にされました。益々御健鬪を祈る。

社告

婦人新報定價

一部二十錢郵税五厘
半年分一圓二十錢
一年分二圓四十錢郵税共
（但し海外は郵税別）

◇廣告御希望の方へは詳細お知らせ致します。

◇送金は凡て振替が便利でございます。

◇誌代は前金、切手代用は一割增。

振替口座東京三二四六九
電話青山五五二五番
編輯及事務所婦人矯風會本部

大正十四年三月廿五日印刷
大正十四年四月一日發行
發行兼印刷人　矢島楫
編輯人　久布白落實
發行所　東京市赤坂區新町三丁目四六番地　婦人新報社
印刷所　東京市小石川區久堅町百八　株式會社博文館印刷所